

モニタリングポスト定期設備点検
引合仕様書

目 次

1. 一般事項	1
1.1 適用範囲	1
1.2 件 名	1
1.3 目 的	1
1.4 作業場所	1
1.5 作業期間	1
1.6 納 期	1
1.7 適用図書	1
1.8 適用又は準拠すべき法令等	2
1.9 提出図書	3
1.10 保証	3
1.11 設備機器の重要度分類	3
1.12 グリーン購入法の推進	3
2. 作業の範囲	3
3. 作業内容	3
3.1 機器点検作業	3
3.2 交換作業	3
3.3 「電波法 第七十三条」に伴う、陸上無線装置の点検作業	4
3.4 その他	4
4. 関連項目	4
4.1 共通項目	4
4.2 産業廃棄物の処分	4
4.3 本作業を安全に実施するために行う評価	4
4.4 その他要求事項	4
5. 機構の支給品及び貸与品	5
6. 試験・検査及び検収	6
6.1 試験・検査	6
6.2 検収	6
6.3 検査員及び監督員	6
7. 特記事項	6
8. 添付資料	8

1. 一般事項

1.1 適用範囲

本仕様書は、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が、「モニタリングポスト定期設備点検」の発注に当たり、当該点検固有の仕様を示すものである。

本仕様書の他に本点検に係る一般事項については1.7項「適用図書」に記載の仕様書類の内容も適用される。

なお、本仕様書及びその他仕様書類の記載内容が重複し、内容に差異のある場合には本仕様書が優先するものとする。

1.2 件 名

本仕様書により実施する作業件名は以下とする。

「モニタリングポスト定期設備点検」

1.3 目 的

本仕様書により実施する作業の目的は以下とする。

高速増殖原型炉もんじゅに定める保全計画のうち、点検計画に基づき821系放射線監視設備（野外モニタリング設備）の定期設備点検を実施し、機能及び性能を維持することを目的とする。

1.4 作業場所

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅ

モニタリングポスト各局舎、原子炉補助建物

1.5 作業期間

自 契約締結後速やかに

至 令和8年12月25日

1.6 納 期

令和9年 2月26日

1.7 適用図書

本仕様書により実施する「モニタリングポスト定期設備点検」に適用される図書には次のものがある。

受注者は、これらの適用図書の内容を検討し、設計・製作・施工・試験等に反映すること。

以下の適用図書の他、受注者が実施範囲の実施にあたり適用する必要があると判断する適用図書は実施前に速やかに機構に対し確認を得ること。

- (1) 新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ 品質マネジメント計画書
- (2) 安全管理要領書（安全管理計画書）
- (3) 品質保証計画書
- (4) 品質管理要領書
- (5) 品質に係る重要度の管理要領
- (6) 設備図書等運用要領
- (7) 施工管理運用要領
- (8) 請負契約にかかわる一般仕様書
- (9) 無線局管理規則

1.8 適用又は準拠すべき法令等

本仕様書に基づく点検の設計・製作・施工条件等を決定するにあたり、適用又は準拠すべき法令・規格・基準等（以下「適用法令等」という。）の主なものは以下のとおりである。次の適用法令等の他、受注者が、点検を実施するにあたり、適用又は準拠する必要があると判断する適用法令等は点検前に速やかに機構に対し書面にて確認を得ること。

また、必要な許認可は事前の打合せにより、機構が行うものと受注者が行うものを明確にし、必要な時期までに確実に実施する。なお受注者が行う許認可について、その写しをその都度、機構に提出すること。

【法令・政令・勅令・府省令】

- (1) 原子力規制委員会設置法
- (2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び同法の関係法令
- (3) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（原子力規制委員会規則第9号）
- (4) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
- (5) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（原子力規制委員会規則第10号）
- (6) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈・研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（総理府令122号）
- (7) 電気事業法及び同法の関係法令
- (8) 原子力発電工作物の保安に関する命令（経済産業省令第69号）
- (9) 発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令（通商産業省令第62号）
- (10) 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（通商産業省令第51号）
- (11) 発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示（通商産業省告示第479号）
- (12) 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令（経済産業省令第70号）
- (13) 国際規制物資の使用等に関する規則（総理府令第50号）
- (14) 放射性同位元素等の規制に関する法律
- (15) 計量法及び同法の関係法令
- (16) 労働安全衛生法及び同法の関係法令
- (17) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法の関係法令
- (18) 福井県条例
- (19) 敦賀市条例
- (20) 日本産業規格（JIS）
- (21) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (22) 日本電機工業会規格（JEM）
- (23) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (24) 電気技術指針（J E A G）
- (25) 電気技術規定（J E A C）
- (26) MJ 基準
- (27) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (28) 高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設保安規定
- (29) 高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設 核物質防護規定
- (30) 高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設保安規定に基づく所長承認文書
- (31) 高速増殖原型炉もんじゅ 研究開発拠点規則
- (32) 高速増殖原型炉もんじゅ 安全統一ルール
- (33) 電波法及び同法の関係法令
- (34) その他、関連するもの

1.9 提出図書

受注者は、別表「提出図書リスト」に定める図書を遅滞なく提出すること。

1.10 保証

保証期間は本点検目的物引き渡し後1年間とする。

保証期間以内に受注者の設計・施工等の不良により、故障その他の不具合が生じた場合は、その処置について機構の承認を受け、受注者の責任において修理、又は取替を行わなければならない。

1.11 設備機器の重要度分類

- (1) 安全機能の重要度分類 : クラス3以下
- (2) 耐震クラス : C
- (3) 機器区分 : 区分外
- (4) 品質に係る重要度分類 : Y

1.12 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約に於いて、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

2. 作業の範囲

本仕様書により実施する作業範囲は、以下の通りである。

821 系 放射線監視設備

(1) 野外モニタリング設備

- ・モニタリングポスト
 - ① 低レンジモニタ : 4 ch
 - ② 高レンジモニタ : 4 ch
 - ③ 環境モニタ盤 : 4 台
 - ④ 野外モニタ盤 : 3 台
 - ⑤ 局舎 : 4 局舎
 - ⑥ モニタリングポスト 4 ダストサンプラ : 1 台
 - ⑦ 無線制御装置盤 : 1 台
 - ⑧ 陸上無線装置 : 5 台
 - ⑨ 附属設備 : 4 局舎分

(2) 予備品

- ・野外モニタリング設備用予備品 : 4 台

3. 作業内容

本仕様書により実施する作業内容は、次の通りである。

3.1 機器点検作業

野外モニタリング設備及び予備品については、添付資料-1「モニタリングポスト定期設備点検作業内容」に記載された点検範囲・点検項目の点検作業を実施すること。

3.2 交換作業

野外モニタリング設備及び予備品については、添付資料-2「交換部品一覧」に示す項目について消耗品等の交換を行うこと。

3.3 「電波法 第七十三条」に伴う、陸上無線装置の点検作業

通信局より陸上無線装置の定期検査の実施について通知があった場合、検査対応に協力すること。

3.4 その他

野外モニタリング設備の単体機器点検のうち、下記に示す計器については、直線性の確認のため入力を 0% → 100% → 0% (JIS Z9090「測定-校正 方式通則」に従い記録を採取する。) まで加える。

・記録計、計測部ユニット、信号変換器、温度指示計

4. 関連項目

本仕様書により実施する作業を行うにあたっての関連項目、共通項目等を下記に記載する。

4.1 共通項目

本仕様書の作業の目的を達成するために必要な次の作業も含まれるものとする。

- (1) 関連文献、資料等の調査
- (2) 本仕様に基づく技術検討、評価
- (3) その他材料選定、製作、運転、保守等に係る技術検討、評価
- (4) 作業に伴う工程管理、安全管理、品質管理、放射線管理等
- (5) 作業に必要な部品、消耗品の手配及び検査
- (6) 作業資材の保管及び搬出入
- (7) 仮設備の設置（機器及び区域養生、足場の掛け払い、安全対策等）
- (8) 試験・検査用機器、資材の供給、手順及び方法等の確立と実施
- (9) 関連作業間の連絡調整
- (10) ヒューマンエラー防止対策の検討と措置
- (11) 作業後の片付け、清掃等の作業場所の復旧

4.2 産業廃棄物の処分

本仕様書により実施する作業によって発生する産業廃棄物の運搬・処分については次の通りとする。

- (1) 産業廃棄物の処分は原則として受注者の責任において廃棄物処理法に従い、適正に処理すること。
- (2) 管理区域にて発生した、放射性物質又は放射性物質によって汚染された、若しくはおそれのある布、紙、プラスチック、木屑、コンクリート片、機器部品については、保安規定上「その他の放射性固体廃棄物」に該当するため、放射性廃棄物管理要領(MQAP713)、放射性固体廃棄物運用要領(MQ713-01)の定めに従い、廃棄物集荷場所（雑固体置場(M-559)）に運搬・集積するものとする。

4.3 本作業を安全に実施するために行う評価

本作業を安全に遂行するために作業着手までに下記評価を行い、作業着手前に機構の作業担当者と安全主任者に口頭で報告し、確認を得ること。

【リスクアセスメント評価】

高速増殖原型炉もんじゅ拠点規則の「リスクアセスメント要領」に基づき、労働者の就業に係る危険性又は有害性を特定し、危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性のリスク低減するための措置内容の検討を行い、評価結果を提出すること。

4.4 その他要求事項

本仕様書にて要求するその他事項については下記とする。

(1) 損傷の手直し

受注者は本仕様書により実施する作業期間中に機構が所有または手配、支給する機器、建物、構築物を受注者の責により損傷した場合は、この手直し（必要な場合は機器等の交換も含む）を行う

ものとする。

(2) 安全管理とヒューマンエラー防止対策

受注者は機器の状態が次に起こりえる動作を予測して、確認を含めた指差呼称を実施することを記載すること。

また、作業要領書に養生及び識別表示の方法とヒューマンエラー防止対策を具体的に記載すること。

(例：操作者は、試験・検査において特別承認を受け、操作するコントローラ等及び確認する指示計器に、自らマーキングを行い、誤認防止等を行うことになっているか)

(例：特別承認タグの操作を行うスイッチ類、計器類、コントローラ等に隣接して運用中のスイッチ類、計器類、コントローラ等がある場合、それらの機器類に対し、ハードカバーやスクリーン等の取り付け誤操作防止を行うことになっているか)

(3) 契約不適合及び契約不適合に係る調査

受注者は作業実施にあたり、明らかに受注者の過失により設備の機能等に支障を与えた場合には、誠意を持ってこれの解決にあたると共に、それに係わる費用等は全て受注者側負担にて対応すること。

また、本作業目的物引き渡し後1年間の間に不具合（兆候を含む）が発生した場合は、調査作業を実施し、原因の究明にあたること。

(4) 作業要領書の確認項目について

- ・電気、計装作業において、配線接続を行う場合は、接触不良を防止するため、接続後に状態を確認することを記載すること。
- ・絶縁抵抗測定前後の確認作業手順を記載する。なお、測定範囲(充電範囲)内の作業の有無、測定後の放電実施等の確認を確実に実施する。
- ・作業等で測定機器を使用する場合は、仕様する測定機器を明記する。
- ・計装品に内蔵されたスイッチ類を操作することにより、出力信号が変化し、その信号で警報又はインターロックを作動させるものにおいて、当該スイッチ操作を伴う作業を行う場合は、作業要領書にてその操作手順が明確に記載すること。
- ・電氣的な取り合いのある計装品を受け入れまたは据えつける際には、充電露出部が無いことを目視確認する旨を明記すること。
- ・受注者は、更新機器の取り付け時に誤って逆に取付けをすることで機器の故障等に繋がる部品を構造図等で明確にするとともに、取り付け時に、当該機器が正しく取り付けられていることを立会や記録により確認する旨を点検要領書等に記載し、機構の確認を受けること。

(5) 機器点検期間中における工程調整について

受注者は機器点検期間中にあたり、下記の工程調整及び代替措置等を実施すること。

- ・モニタリングポスト点検において、長時間モニタを停止する際は、代替機（機構貸与品）を設置すること。

5. 機構の支給品及び貸与品

本仕様書に基づく作業を実施するにあたり、1.7 項「適用図書」に記載した仕様書に定めるもの以外に機構が支給するものは次のとおりである。

これら以外で作業に必要な資材は、2 項「作業の範囲」、3 項「作業内容」、6.1 項「試験・検査」を参考にして受注者で用意すること。

(1) 支給品

- 1) 作業用電力、作業用水
- 2) 機構所有の消耗品
- 3) 使用線源成績書（コピー）1 部

(2) 貸与品

- 1) 放射線管理設備定期点検に必要なチェック用線源、認証線源

- 2) 構内電話、ページング等通話設備
- 3) その他既設の施設で貸与可能な設備
- 4) 設計に必要な図書類及び技術情報の貸与

受注者が設計作業を進める上で必要となる機構が保有する設計情報・技術情報は無償にて貸与する。

また、作業にかかわる既設施設や、それに近接する既設施設の設計図書類について、契約後契約仕様書の定めに従い、作業にかかわる設計で必要となる設計図書を貸与する。

ただし、他社のノウハウに関する技術情報や協定等に入手した情報で、相手機関の了解が得られない場合は除く。

6. 試験・検査及び検収

6.1 試験・検査

本仕様書に基づく作業において実施する試験・検査の具体的項目の内容は3項「作業内容」で記載している内容に従い、下記の試験・検査を行うものとする。

また、詳細については、機構担当者と協議により決定するものとする。

- (1) 添付資料-1「モニタリングポスト定期設備点検作業内容」に記載のある全ての機器における各点検項目を実施し、管理基準を満足していることを確認する。
- (2) 添付資料-2「交換部品一覧」に示す各交換部品を交換し、健全性確認が完了していること。
- (3) その他機構が必要と判断したもの

6.2 検収

本仕様書に基づく作業は、以下の条件を満たした場合に検収とする。

- (1) 3項「作業内容」の完了
- (2) 6.1項に示す検査・試験の全項目について異常の有無を確認していること。
- (3) 後片付け、清掃が終了していること。
- (4) 提出図書リストに示す図書及び関連図書類（技術資料含む）が全て提出されていること。

6.3 検査員及び監督員

- (1) 一般検査 管財担当課長
- (2) 監督員 設備保全課員

7. 特記事項

- (1) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合は、機構と協議の上、その決定に従うものとする。（点検・補修・取替等の結果、受注者範囲外の部品交換、補修作業等（予定外作業）が発生した場合は、直ちに作業を中断し、機構の指示に従うこと。）
- (3) 受注者は、終始機構と密接な連絡を保ち、慎重かつ迅速に作業を実施すること。また、機構の照会事項に対しては、速やかに正確な回答を行うこと。
- (3) 校正データの提出
原則として校正が終わった計器の校正データは、機構担当者に可及的速やかに提出し、確認を得ること。但し、計器校正前誤差が過大な場合等の不具合が発生した時は、早急に連絡すること。
- (4) SI単位化について
成績書データの記載については、SI単位を用いること。
- (5) 新規製作の設備、又は作業の内容が設備改造に該当する場合は、設備の運用上留意すべき事項を抽出し、機構と協議・調整した内容を反映した上で取扱説明書、報告書等（設計段階における検討資料・図書を含む）にその対応方法について記載すること。
- (6) 標準計器の管理
 - 1) 検査・試験にて使用する校正の基準器となる標準計器については、国家標準のトレーサビリティ

がとられたものを用いる必要があり、品質管理には十分配慮すること。

- 2) 前記標準計器は国家標準計器との校正照合、検定が実施済みのものを使用し、作業開始前にその試験検査成績書を機構に提出し確認を得ること。又、報告書には、その試験検査成績書の写しを添付すること。
- (7) 現場へ持ち込む可燃物(機器の梱包材、仮設架台等を含む)は、必要最小限とし、防火シート等にて養生すること。また、用済み後は速やかに持ち出し、火気取扱い付近での保管等には特に注意すること。
- (8) 作業において発生した廃棄物は受注者の責任において適切に処理すること。
- (9) 部品の点検結果等に基づいて必要があれば、材料変更、保守点検項目の追加、変更等の提案を行なうこと。
- (10) 経年的な変化を呈する機器のうち、必要なものについて、今回の点検結果を元に過去の記録と経年比較を実施し、傾向管理(傾向記録、傾向グラフ、写真比較等)及び考察を加えた(性能劣化及び各部の経年変化等を客観的かつ的確に把握できるものとし、今回までの使用状態が定量的に評価できるものとする)作業報告書に盛り込むこと。
- (11) 点検周期を決定する部品については、経年変化を把握できるデータを採取し、評価・考察を加えること。部品の点検結果等に基づいて必要があれば、信頼性を高めるための材料変更、保守点検項目の追加、変更等の提案を行うこと。
- (12) 受注者は現地の点検作業実施にあたり、「労働安全衛生法」その他関連法規及び機構の諸規則並びに指示事項を受注者の作業員に周知徹底させると共に、災害防止についての万全の対策をたて、安全衛生の確保に万全を期すこと。
- (13) 計器校正に伴う一般事項については「計器校正マニュアル(も廃設(内規)411)」によるものとする。
- (14) 本作業で管理区域内にて作業を行う場合は、「放射線管理責任者」を1名選任し、「放射線管理責任者・放射線管理員選任届」を届け出ること。
- (15) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (16) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (17) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (18) 原子力規制委員会規則第十号(平成28年9月21日)に基づき、区分Ⅰ及び区分Ⅱの防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出(原子力規制委員会告示第八号(平成28年9月21日))に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む)、適性検査、面接の受検等に協力すること。

※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類(原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要(不合格となった場合を除く))

8. 添付資料

- 添付資料-1 モニタリングポスト定期設備点検作業内容
- 添付資料-2 交換部品一覧
- 添付資料-3 点検計画
- 添付資料-4 計器校正マニュアル

提出図書リスト

図 書 名	提出時期	提出先	部数	備 考
1. 提出図書一覧表	着手前	作業担当課	3	(注 8)
2. 品質保証計画書	着手前	〃	4	(注 7), (注 8), (注 9)
3. 安全管理計画書	着手前	〃	3	(注 7), (注 8)
4. 着工届	着手前	〃	2	
5. 現場代理人届	着手前	〃	2	
6. 現場作業責任者届	着手前	〃	2	
7. 安全衛生責任者届	着手前	〃	2	
8. 委任先又は中小受託事業者等の承認について	着手前	〃	1	
9. 作業要領書	着手前	〃	3	(注 8), (注 10)
10. 試験・検査要領書	着手前	〃	3	(注 1), (注 8), (注 10)
11. 設計、設備変更に関する図書	その都度	〃	別途	(注 8)
12. 試験／検査用機器試験成績書	試験/検査前	〃	2	(注 2), (注 8), (注 11)
13. 作業体制表（作業／緊急時）	着手前	〃	2	(注 3)
14. 教育計画書	教育開始前	〃	別途	必要に応じ
15. 教育記録	着手前	〃	別途	必要に応じ
16. 工程表（月間／週間）	別途	〃	別途	(注 4)
17. 受注者が行う許認可書類の写し	その都度	〃	2	
18. 作業日報	当日分を翌日	〃	1	
19. 作業月報	当月分を翌月	〃	1	
20. 作業報告書	作業完了後	〃	2	(注 5), (注 8), (注 12)
21. 試験・検査成績書	試験/検査完了後	〃	2	(注 6), (注 8), (注 12)
22. 竣 工 届	竣工後	〃	2	
23. 検 収 届	検収時	〃	1	(注 4)
24. その他機構との協議により必要とされる書類	その都度	〃	別途	

(注 1) : 要領書に含めても良いものとする。

(注 2) : 使用前検査対象設備並びに使用前検査に使用する計装品について、試験／検査用機器の試験成績書は、トレーサビリティがとれていることが確認できるように記載したものとする。

(注 3) : 要領書等に記載されていれば提出は省略できるものとする。

(注 4) : 機構より所定の様式を入手し作成するものとする。

(注 5) : 正式提出前に機構担当者に内容説明を行い、事前了解を得るものとする。

(注 6) : 報告書に含めても良いものとする。

(注 7) : 機構から受注した他案件により、同年度に提出している場合は、省略しても良いものとする。

(注 8) : 「設備図書等運用要領(MQ424-01)」に基づき提出するものとする。

(注 9) : 当該作業の品質保証活動が、年度始めに提出した品質保証計画書と差異がある場合は、当部分についてその内容を示す資料を提出するものとする。

(注 10) : 作業開始時期を踏まえ、裕度を持った時期に提出すること。

(注 11) : 成績書の提出については、試験/検査前に機構担当者の確認を得た後、作業報告書に含めても良いものとする。

モニタリングポスト定期設備点検作業内容

1. モニタリングポスト

機器区分	機器名称	機器 個数	保全 タスク	点検間隔 ／頻度	項 目	保全内容	試験・点検項目 (点検対象機器)	機器番号	詳細内容 (点検内容)	備 考
野外モニタリング設備	モニタリングポスト 低レンジモニタ	4ch					点検前線源校正	—	線源校正試験(137Cs)	
							点検前ループ試験	—	ループ試験	
			外観点検	16M (ただし、年 度に1回実施)	外観点検 (目視点検)	計器架台及び取付ボルト等につ いて、腐食等異常のないことを目視 にて確認する。	外観点検 (取付架台、取付ボルト)	—	外観検査	据付検査についても実施する こと。
							外観点検 (検出器支持構造物)	—	外観検査	
					検出器の外面について、腐食等異 常のないことを目視にて確認す る。	単体機器点検 (検出器)	821-RE201A 821-RE202A 821-RE203A 821-RE204A	外観目視点検		
						外観点検 (検出器)	821-RE201A 821-RE202A 821-RE203A 821-RE204A	外観検査	据付検査についても実施する こと。	
					無線伝送装置について、腐食等異 常のないことを目視にて確認す る。	無線伝送装置点検	— MJ21ANT01 MJ36ANT01 MJ51ANT01 MJ66ANT01	外観目視点検	観局についても実施するこ と。	
			取替 1	16M	消耗品交換	張糸の定期取替を実施する。	単体機器点検 (記録計)	821-RE201A	消耗品交換 張糸	
			特性試験 1	16M (ただし、年 度に1回実施)	特性試験 (電源電圧測定)	電源電圧測定を実施する。	単体機器点検 (直流電源)	MJ157DC01, 02 MJ12DC01, 02, 03 MJ27DC01, 02, 03 MJ42DC01, 02, 03 MJ57DC01, 02, 03	電源電圧測定試験 出力電圧測定確認 リップル測定	
							単体機器点検 (計測部ユニット)	821-RI201A1 821-RI202A1 821-RI203A1 821-RI204A1	電源電圧測定試験 出力測定確認 リップル測定	
					特性試験 (入出力特性試験)	入出力特性試験を実施する。	単体機器点検 (計測部ユニット)	821-RI201A1 821-RI202A1 821-RI203A1 821-RI204A1	ディスキリ電圧測定 表示値の確認 線量率変換精度 計数率測定精度	
							単体機器点検 (記録計)	821-RE201A	入出力特性試験	
							単体機器点検 (信号変換器)	MJ1621/I05, 06 MJ1621/I07, 08 MJ1631/I01, 02 MJ1631/I04, 05 MJ1631/I07, 08 MJ1631/I10, 11	入出力特性試験	
							ループ試験	—	ループ試験 線量率、全計数率 (伝送方式：光伝送) ループ試験 線量率、全計数率 (伝送方式：無線伝送) ループ試験 可能型モニタポスト	・環境安全テレメータ出力信 号及び、中央計算機出力信号 についても確認すること。 ・環境安全テレメータ出力信 号及び、中央計算機出力信号 についても確認すること。
					特性試験 (線源試験)	線源校正試験を実施する。 (エネルギー分解能試験)	外観点検記録 (検出器)	821-RE201A 821-RE202A 821-RE203A 821-RE204A	エネルギー分解能試験	
					特性試験 (電源電圧確認)	電源電圧確認を実施する。	外観点検記録 (検出器)	821-RE201A 821-RE202A 821-RE203A 821-RE204A	検出部状態確認	
			特性試験 2	365D	特性試験 (線源試験)	線源校正試験を実施する。 (線源校正試験)	線源校正試験	—	線源校正試験	線源校正試験 ・照射距離 ：0.5m、1.0m、1.5m ・照射線源 ： ¹³⁷ Cs、 ⁶⁰ Co
					特性試験 (入出力特性試験)	警報試験を実施する。	警報試験	—	警報設定値確認検査	
									警報試験	「吸収線量率高」警報につ いては、無線伝送に切り替えた 状態についても実施するこ と。
									警報レベルの誤差確認検査	原子力防災法の試験要領に基 づく検査
							単体機器点検 (記録計)	821-RE201A	外観目視点検 内部確認 内部目視点検 駆動部の清掃・注油	
							単体機器点検 (計測部ユニット)	821-RI201A1 821-RI202A1 821-RI203A1 821-RI204A1	単体ループ試験	

モニタリングポスト定期設備点検作業内容

1. モニタリングポスト

機器区分	機器名称	機器 個数	保全 タスク	点検間隔 ／頻度	項 目	保全内容	試験・点検項目 (点検対象機器)	機器番号	詳細内容 (点検内容)	備 考
野外モニタリング設備	モニタリングポスト 高レンジモニタ	4ch					点検前線源校正	—	線源校正試験 (137Cs)	
							点検前ループ試験	—	ループ試験	
			外観点検	16M (ただし、年 度に1回実施)	外観点検 (目視点検)	計器架台及び取付ボルト等につ いて、腐食等異常のないことを目視 にて確認する。	外観点検記録 (取付架台、取付ボルト)	—	外観検査	据付検査についても実施する こと。
							外観点検記録 (検出器支持構造物)	—	外観検査	
						検出器の外面について、腐食等異 常のないことを目視にて確認す る。	単体機器点検 (検出器)	821-RE201B 821-RE202B 821-RE203B 821-RE204B	外観目視点検	
							外観点検記録 (検出器)	821-RE201B 821-RE202B 821-RE203B 821-RE204B	外観検査	据付検査についても実施する こと。
						無線伝送装置について、腐食等異 常のないことを目視にて確認す る。	無線伝送装置点検	— MJ21ANT01 MJ36ANT01 MJ51ANT01 MJ66ANT01	外観目視点検	観局についても実施するこ と。
			取替 1	16M	消耗品交換	張糸の定期取替を実施する。	単体機器点検 (記録計)	821-RE201B	消耗品交換 張糸	
			特性試験 1	16M (ただし、年 度に1回実施)	特性試験 (電源電圧測定)	電源電圧測定を実施する。	単体機器点検 (直流電源)	MJ157DC01, 02 MJ12DC01, 02, 03 MJ42DC01, 02, 03 MJ57DC01, 02, 03	電源電圧測定試験 出力電圧測定確認 リップル測定	
							単体機器点検 (計測部ユニット)	821-RI201B1 821-RI202B1 821-RI203B1 821-RI204B1	電源電圧測定試験 出力測定確認 リップル測定	
					特性試験 (入出力特性試験)	入出力特性試験を実施する。	単体機器点検 (計測部ユニット)	821-RI201B1 821-RI202B1 821-RI203B1 821-RI204B1	ディスクリ電圧測定 表示値の確認 線量率変換精度 計数率測定精度	
							単体機器点検 (記録計)	821-RE201B	入出力特性試験	
							単体機器点検 (信号変換器)	MJ1621/101, 02 MJ1621/103, 04 MJ1631/103, 06 MJ1631/109, 12	入出力特性試験	
							ループ試験	—	ループ試験 (伝送方式：光伝送)	・環境安全テレメータ出力信 号及び、中央計算機出力信号 についても確認すること。
									ループ試験 (伝送方式：無線伝送)	・環境安全テレメータ出力信 号及び、中央計算機出力信号 についても確認すること。
									ループ試験 可搬型モニタリングポスト	
					特性試験 (電源電圧確認)	電源電圧確認を実施する。	外観点検記録 (検出器)	821-RE201B 821-RE202B 821-RE203B 821-RE204B	電源電圧確認	
			特性試験 2	365D	特性試験 (線源試験)	線源校正試験を実施する。 (線源校正試験)	線源校正試験	—	線源校正試験	線源校正試験 ・照射距離 ：0.5m、1.0m、1.5m ・照射線源 ： ¹³⁷ Cs、 ⁶⁰ Co
					特性試験 (入出力特性試験)	警報試験を実施する。	警報試験	—	警報設定値確認検査	
									警報試験	「吸収線量率高」警報につ いては、無線伝送に切り替えた 状態についても実施するこ と。
									警報レベルの誤差確認検査	原子力防災法の試験要領に基 づく検査
							単体機器点検 (記録計)	821-RE201B	外観目視点検 内部確認 内部目視点検 駆動部の清掃・注油	
							単体機器点検 (計測部ユニット)	821-RI201B1 821-RI202B1 821-RI203B1 821-RI204B1	単体ループ試験	
	モニタリングポスト 4 ・ダストサンプラ	1台	外観点検	16M (ただし、年 度に1回実施)	外観点検 (接地部)	接地用導線について接続状態等異 常のないこと	ダストサンプラ点検	R-YD061	外観点検	
					外観点検 (目視点検)	ダストサンプラについて、腐食等 異常のないことを目視にて確認す る。	ダストサンプラ点検	R-YD061	外観点検	
			機能・性能試験	16M (ただし、年 度に1回実施)	機能・性能試験 (シーケンス動作試験)	シーケンス動作試験を実施する。	シーケンス動作試験	R-YD061	シーケンス動作試験	
			特性試験 1	16M (ただし、年 度に1回実施)	特性試験 (電源電圧測定)	電源電圧測定を実施する。	単体機器点検 (直流電源)	—	出力電圧測定 リップル測定	
			特性試験 2	16M (ただし、年 度に1回実施)	特性試験 (圧力特性点検)	圧力特性試験を実施する。	単体機器点検 (圧力センサ)	—	圧力特性点検	ポンプ交換後実施
			特性試験 3	16M (ただし、年 度に1回実施)	特性試験 (流量特性点検)	流量特性試験を実施する。	流量特性点検	—	流量特性点検	
			取替 1	16M	消耗品交換	ポンプ（モータ含む）の交換を実 施する。	ダストサンプラ点検	R-YD061	サンプルポンプ交換	
							最大吸引流量点検	—	最大吸引流量点検 (圧力-流量特性)	
							ダストサンプラ点検	R-YD061	漏れ電流測定 (ケーブル絶縁抵抗測定)	ダストサンプラの電源ケーブ ルの漏れ電量を測定する。

モニタリングポスト定期設備点検作業内容

1. モニタリングポスト

機器区分	機器名称	機器 個数	保全 タスク	点検間隔 ／頻度	項 目	保全内容	試験・点検項目 (点検対象機器)	機器番号	詳細内容 (点検内容)	備 考
野外モニタリング設備	野外モニタ盤 1	1台	外観点検	16M (ただし、年度に1回実施)	外観点検(接地部)	接地用導線について接続状態等異常のないこと	監視盤点検	C-C412-1	配線状況目視点検	
						盤筐体の内外面及び取付ボルト等について、腐食等異常のないことを目視にて確認する。	監視盤点検	C-C412-1	外観目視点検	
			特性試験 1	16M (ただし、年度に1回実施)	特性試験 (作動時間確認)	作動時間確認を実施	単体機器点検 (タイマリレー)	MJ172701	作動時間確認	
			特性試験 2	52M	特性試験 (ケーブル絶縁抵抗測定)	盤受電用の電源ケーブルについて絶縁抵抗測定もしくは漏れ電流測定を実施する。	監視盤点検	C-C412-1	絶縁抵抗測定もしくは漏れ電流測定	
	野外モニタ盤 2	1台	外観点検	16M (ただし、年度に1回実施)	外観点検(接地部)	接地用導線について接続状態等異常のないこと	監視盤点検	C-C412-2	配線状況目視点検	
					外観点検(目視点検)	盤筐体の内外面及び取付ボルト等について、腐食等異常のないことを目視にて確認する。	監視盤点検	C-C412-2	外観目視点検	
			特性試験 1	16M (ただし、年度に1回実施)	特性試験 (作動時間確認)	作動時間確認を実施	単体機器点検 (タイマリレー)	MJ262701 MJ262702 MJ275701	作動時間確認	
	野外モニタ盤 3	1台	外観点検	16M (ただし、年度に1回実施)	外観点検(接地部)	接地用導線について接続状態等異常のないこと	監視盤点検	C-C412-3	配線状況目視点検	
					外観点検(目視点検)	盤筐体の内外面及び取付ボルト等について、腐食等異常のないことを目視にて確認する。	監視盤点検	C-C412-3	外観目視点検	
			特性試験 1	16M (ただし、年度に1回実施)	特性試験 (作動時間確認)	作動時間確認を実施	単体機器点検 (タイマリレー)	MJ269701 MJ269702	作動時間確認	
	環境モニタ盤	4台	外観点検	16M (ただし、年度に1回実施)	外観点検 (接地部)	接地用導線について接続状態等異常のないこと	監視盤点検	C-YD011 C-YD021 C-YD031 C-YD041	外観検査 取付部品目視点検 配線状況目視点検 端子部増し締め	
					外観点検 (目視点検)	盤筐体の内外面及び取付ボルト等について、腐食等異常のないことを目視にて確認する。	監視盤点検	C-YD011 C-YD021 C-YD031 C-YD041	外観検査 外観検査	
					外観点検 (目視点検)	無停電電源装置について、腐食等異常のないことを目視にて確認する。	無停電電源装置	D-YD032 D-YD042 D-YD052 D-YD062	設置状態確認 外観構造確認	
			機能・性能試験	16M (ただし、年度に1回実施)	機能・性能試験 (動作確認)	動作確認を実施する。	無停電電源装置	D-YD032 D-YD042 D-YD052 D-YD062	シーケンス動作確認	
			特性試験 1	16M (ただし、年度に1回実施)	特性試験 (出力測定)	出力値の測定を実施する。	無停電電源装置	D-YD032 D-YD042 D-YD052 D-YD062	入出力電圧・電流測定 入出力周波数測定	
			特性試験 2	52M	特性試験 (ケーブル絶縁抵抗測定)	盤受電用の電源ケーブルについて絶縁抵抗測定もしくは漏れ電流測定を実施する。	監視盤点検	C-YD011 C-YD021 C-YD031 C-YD041	絶縁抵抗測定もしくは漏れ電流測定	
局舎設備	4局舎	4局舎	外観点検	16M (ただし、年度に1回実施)	外観点検 (目視点検)	局舎本体及び局舎土台等について、割れ等異常のないことを目視にて確認する。	局舎点検	MP1局舎 MP2局舎 MP3局舎 MP4局舎	外観目視点検	
					外観点検 (目視点検)	測温抵抗体及び支持部について、腐食等異常のないことを目視にて確認する。	単体機器点検 (測温抵抗体)	821-TE202 821-TE204 821-TE206 821-TE208	外観目視点検	
			簡易点検	16M (ただし、年度に1回実施)	簡易点検 (動作確認)	動作確認を実施する。	局舎点検	MP1局舎 MP2局舎 MP3局舎 MP4局舎	空調機	
			特性試験	16M (ただし、年度に1回実施)	特性試験 (絶縁抵抗試験)	絶縁抵抗測定を行う。	単体機器点検 (測温抵抗体)	821-TE202 821-TE204 821-TE206 821-TE208	絶縁抵抗測定	
					特性試験 (入出力特性試験)	入出力特性試験を実施する。	単体機器点検 (温度指示計)	821-TIS202 821-TIS204 821-TIS206 821-TIS208	入出力特性試験	
			特性試験 2	52M	特性試験 (ケーブル絶縁抵抗測定)	盤受電用の電源ケーブルについて絶縁抵抗測定もしくは漏れ電流測定を実施する。	局舎点検	MP1局舎 MP2局舎 MP3局舎 MP4局舎	漏えい電流測定	
							局舎点検	MP1局舎 MP2局舎 MP3局舎 MP4局舎	検出器カバーへのコーキング材塗布	検出器架台と検出器カバーとのすき間にコーキング材を重ね塗りを実施する。
							付帯設備点検 (検出器昇降装置)	—	外観目視点検 昇降装置機能確認 送風ファン動作確認	
							付帯設備点検 (IP電話)	MJ19TELO1 MJ34TELO1 MJ49TELO1 MJ58TELO1 MJ157TELO1	外観目視点検 動作確認	
							付帯設備点検 (WEBカメラ)	MJ19WEB01, 02 MJ34WEB01, 02 MJ49WEB01, 02 MJ58WEB01, 02 MJ157WEB01 MJ157PC01	外観目視点検 動作確認	
							付帯設備点検 (ダストサンブラ集塵部)	MP4局舎	清掃	局舎側面ダクト内のダストサンブラ集塵部を清掃する
	無線制御装置盤	1台	外観点検	16M	外観点検	外観を目視にて確認する。	監視盤点検	C-A7011	外観目視点検	
			機能・性能試験	16M	機能・性能試験	内部計器にエラー表示が無いことを確認する。	監視盤点検	C-A7011	内部計器確認	
	陸上無線装置	5台	機能・性能試験	年度に1回	機能・性能試験	正常に動作することを確認する。	陸上無線装置点検	もんじゅ白木監視局 もんじゅ白木MP1局 もんじゅ白木MP2局 もんじゅ白木MP3局 もんじゅ白木MP4局	実測値点検 空中線電力 送信周波数 最大周波数偏移 受話器の感度及び明瞭度	

モニタリングポスト定期設備点検作業内容

設備区分	使用モニタ名	品名	型式	予備品数	点検台数	詳細点検内容	備考
予備品	モニタリングポスト ・低レンジモニタ	モニタリングポスト シンチレーション検出器	NDS4AAA2-BYYYY-S	1	1	外観目視点検 エネルギー分解能試験 検出部状態確認 線源校正試験	線源校正試験 ・照射距離：0.5m、1.0m、1.5m ・照射線源：137Cs、226Ra
		計測部ユニット	NJH160Y2-1AYAY-A	1	1	点検前後設定値確認 外観目視点検 出力電圧測定 出力電圧表示値の確認 リップル測定 ディスクリ電圧測定 線量率測定 計数率測定精度 ゲイン調整機能検査 線源校正試験	
	モニタリングポスト ・高レンジモニタ	モニタリングポスト 電離箱検出器	NCE207J1-0YYYY-S	1	1	外観目視点検 検出部状態確認 線源校正試験	線源校正試験 ・照射距離：0.5m、1.0m、1.5m ・照射線源：137Cs、226Ra
		計測部ユニット	NJH200Y2-1AYYY-A	1	1	点検前後設定値確認 外観目視点検 出力電圧測定 出力電圧表示値の確認 リップル測定 ディスクリ電圧測定 線量率測定精度 線源校正試験	

交換部品一覧

1. モニタリングポスト

対象機器	部品交換対象機器		保全定義		交換部品（詳細情報）		数量	単位	備考
	機器名称	機器番号	保全 タスク	点検間隔 ／頻度	名称	仕様			
モニタリングポスト 低レンジモニタ 1～4	記録計	821-RR201A			サーボユニット (張糸・ベアリングを含む)	HMSU2997B	1	台	
モニタリングポスト 低レンジモニタ 1	検出器	821-RE201A			防塵フィルタ	FLM12	1	枚	
モニタリングポスト 低レンジモニタ 2	検出器	821-RE202A			防塵フィルタ	FLM12	1	枚	
モニタリングポスト 低レンジモニタ 3	検出器	821-RE203A			防塵フィルタ	FLM12	1	枚	
モニタリングポスト 低レンジモニタ 4	検出器	821-RE204A			防塵フィルタ	FLM12	1	枚	
モニタリングポスト 高レンジモニタ 1～4	記録計	821-RR201B			サーボユニット (張糸・ベアリングを含む)	HMSU2997B	1	台	
モニタリングポスト 高レンジモニタ 1	検出器	821-RE201B			シリカゲル（高レンジ検出器）	シリカゲルバック 10g	1	台分	
					パッキン（高レンジ検出器）	窒素バージブラグ用	1	本	
					Oリング（高レンジ検出器）	G70 1A ニトリルゴム	1	個	
					シールワッシャ	W-3 Standard Type1	5	枚	
					防塵フィルタ	FLM12	1	枚	
モニタリングポスト 高レンジモニタ 2	検出器	821-RE202B			シリカゲル（高レンジ検出器）	シリカゲルバック 10g	1	台分	
					パッキン（高レンジ検出器）	窒素バージブラグ用	1	本	
					Oリング（高レンジ検出器）	G70 1A ニトリルゴム	1	個	
					シールワッシャ	W-3 Standard Type1	5	枚	
					防塵フィルタ	FLM12	1	枚	
モニタリングポスト 高レンジモニタ 3	検出器	821-RE203B			シリカゲル（高レンジ検出器）	シリカゲルバック 10g	1	台分	
					パッキン（高レンジ検出器）	窒素バージブラグ用	1	本	
					Oリング（高レンジ検出器）	G70 1A ニトリルゴム	1	個	
					シールワッシャ	W-3 Standard Type1	5	枚	
					防塵フィルタ	FLM12	1	枚	
モニタリングポスト 高レンジモニタ 4	検出器	821-RE204B			シリカゲル（高レンジ検出器）	シリカゲルバック 10g	1	台分	
					パッキン（高レンジ検出器）	窒素バージブラグ用	1	本	
					Oリング（高レンジ検出器）	G70 1A ニトリルゴム	1	個	
					シールワッシャ	W-3 Standard Type1	5	枚	
					防塵フィルタ	FLM12	1	枚	
モニタリングポスト 4 ダストサンプラ	サンプルポンプ	—	取替 1	1 6 M	サンプルポンプ	VP0925-V-1021-A2-1381 (TK7A1621P1)	1	台	
	パッキン	—			パッキン	TA7B0223P1	1	本	
野外モニタ盤 1	メディアコンバータ	821-UT231-4 821-UT231-5			本体	DN5800WG5E	2	台	MP1用 後継機種
環境モニタ盤 1	メディアコンバータ	821-UT221-6 821-UT221-7			本体	DN5800WG3E	2	台	
陸上無線装置	同軸避雷器	MJ21ARS01 MJ36ARS01 MJ51ARS01 MJ66ARS01 MJ392ARS01			同軸避雷器	NYZ-400R	5	個	
予備品	電離箱検出器	—			シリカゲル（高レンジ検出器）	シリカゲルバック 10g	1	台分	
					パッキン（高レンジ検出器）	窒素バージブラグ用	1	本	
					Oリング（高レンジ検出器）	G70 1A ニトリルゴム	1	個	
					シールワッシャ	W-3 Standard Type1	5	枚	

点検計画

1. モニタリングポスト

タスクID	系統番号	機器名称	機器番号	点検項目	点検間隔/頻度	至近点検実績	次回点検予定	次回点検期限
6013384	821	モニタリングポスト 1 低レンジモニタ	821_RI201A#	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013388	821	モニタリングポスト 1 低レンジモニタ	821_RI201A#	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013389	821	モニタリングポスト 1 低レンジモニタ	821_RI201A#	特性試験2	365D	2025/10	2026/10	2026/10
6013385	821	モニタリングポスト 1 低レンジモニタ	821_RI201A#	取替1	16M	2025/10	2027/02	2027/02
6013465	821	モニタリングポスト 1 局舎設備	821_RI201A##	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013466	821	モニタリングポスト 1 局舎設備	821_RI201A##	簡易点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013467	821	モニタリングポスト 1 局舎設備	821_RI201A##	特性試験	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013468	821	モニタリングポスト 1 局舎設備	821_RI201A##	特性試験2	52M	2022/10	2027/02	2027/02
6013408	821	モニタリングポスト 1 高レンジモニタ	821_RI201B#	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013412	821	モニタリングポスト 1 高レンジモニタ	821_RI201B#	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013413	821	モニタリングポスト 1 高レンジモニタ	821_RI201B#	特性試験2	365D	2025/10	2026/10	2026/10
6013409	821	モニタリングポスト 1 高レンジモニタ	821_RI201B#	取替1	16M	2025/10	2027/02	2027/02
6013390	821	モニタリングポスト 2 低レンジモニタ	821_RI202A#	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/12	2027/03	2027/03
6013394	821	モニタリングポスト 2 低レンジモニタ	821_RI202A#	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013395	821	モニタリングポスト 2 低レンジモニタ	821_RI202A#	特性試験2	365D	2025/10	2026/10	2026/10
6013391	821	モニタリングポスト 2 低レンジモニタ	821_RI202A#	取替1	16M	2025/10	2027/02	2027/02
6013469	821	モニタリングポスト 2 局舎設備	821_RI202A##	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013470	821	モニタリングポスト 2 局舎設備	821_RI202A##	簡易点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013471	821	モニタリングポスト 2 局舎設備	821_RI202A##	特性試験	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013472	821	モニタリングポスト 2 局舎設備	821_RI202A##	特性試験2	52M	2022/10	2027/02	2027/02
6013414	821	モニタリングポスト 2 高レンジモニタ	821_RI202B#	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/12	2027/03	2027/03
6013418	821	モニタリングポスト 2 高レンジモニタ	821_RI202B#	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013419	821	モニタリングポスト 2 高レンジモニタ	821_RI202B#	特性試験2	365D	2025/10	2026/10	2026/10
6013415	821	モニタリングポスト 2 高レンジモニタ	821_RI202B#	取替1	16M	2025/10	2027/02	2027/02

点検計画

タスクID	系統番号	機器名称	機器番号	点検項目	点検間隔/頻度	至近点検実績	次回点検予定	次回点検期限
6013396	821	モニタリングポスト3 低レンジモニタ	821_RI203A#	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013400	821	モニタリングポスト3 低レンジモニタ	821_RI203A#	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013401	821	モニタリングポスト3 低レンジモニタ	821_RI203A#	特性試験2	365D	2025/10	2026/10	2026/10
6013397	821	モニタリングポスト3 低レンジモニタ	821_RI203A#	取替1	16M	2025/10	2027/02	2027/02
6013473	821	モニタリングポスト3 局舎設備	821_RI203A##	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013474	821	モニタリングポスト3 局舎設備	821_RI203A##	簡易点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013475	821	モニタリングポスト3 局舎設備	821_RI203A##	特性試験	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013476	821	モニタリングポスト3 局舎設備	821_RI203A##	特性試験2	52M	2022/10	2027/02	2027/02
6013420	821	モニタリングポスト3 高レンジモニタ	821_RI203B#	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013424	821	モニタリングポスト3 高レンジモニタ	821_RI203B#	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013425	821	モニタリングポスト3 高レンジモニタ	821_RI203B#	特性試験2	365D	2025/10	2026/10	2026/10
6013421	821	モニタリングポスト3 高レンジモニタ	821_RI203B#	取替1	16M	2025/10	2027/02	2027/02
6013481	821	モニタリングポスト4 ダストサンプラ	821_RI204#DS#	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/12	2027/03	2027/03
6013482	821	モニタリングポスト4 ダストサンプラ	821_RI204#DS#	機能・性能試験	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/12	2027/03	2027/03
6013486	821	モニタリングポスト4 ダストサンプラ	821_RI204#DS#	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/12	2027/03	2027/03
6023193	821	モニタリングポスト4 ダストサンプラ	821_RI204#DS#	特性試験2	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6023194	821	モニタリングポスト4 ダストサンプラ	821_RI204#DS#	特性試験3	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013483	821	モニタリングポスト4 ダストサンプラ	821_RI204#DS#	取替1	16M	2025/12	2027/04	2027/04
6013402	821	モニタリングポスト4 低レンジモニタ	821_RI204A#	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013406	821	モニタリングポスト4 低レンジモニタ	821_RI204A#	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013407	821	モニタリングポスト4 低レンジモニタ	821_RI204A#	特性試験2	365D	2025/10	2026/10	2026/10
6013403	821	モニタリングポスト4 低レンジモニタ	821_RI204A#	取替1	16M	2025/10	2027/02	2027/02
6013477	821	モニタリングポスト4 局舎設備	821_RI204A##	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013478	821	モニタリングポスト4 局舎設備	821_RI204A##	簡易点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013479	821	モニタリングポスト4 局舎設備	821_RI204A##	特性試験	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013480	821	モニタリングポスト4 局舎設備	821_RI204A##	特性試験2	52M	2022/10	2027/02	2027/02
6013426	821	モニタリングポスト4 高レンジモニタ	821_RI204B#	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013430	821	モニタリングポスト4 高レンジモニタ	821_RI204B#	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013431	821	モニタリングポスト4 高レンジモニタ	821_RI204B#	特性試験2	365D	2025/10	2026/10	2026/10
6013427	821	モニタリングポスト4 高レンジモニタ	821_RI204B#	取替1	16M	2025/10	2027/02	2027/02

点検計画

タスクID	系統番号	機器名称	機器番号	点検項目	点検間隔/頻度	至近点検実績	次回点検予定	次回点検期限
6600716	821	無線制御装置盤	C-A7011	外観点検	16M	2025/10	2027/02	2027/02
6600717	821	無線制御装置盤	C-A7011	機能・性能試験	16M	2025/10	2027/02	2027/02
6600718	821	陸上無線装置 (中央)	C-A7012	機能・性能試験	年度に1回	2025/12	2027/03	2027/03
6013460	821	野外モニタ盤 1	C-C412-1	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013463	821	野外モニタ盤 1	C-C412-1	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013464	821	野外モニタ盤 1	C-C412-1	特性試験2	52M	2022/10	2027/02	2027/02
6600958	821	野外モニタ盤 2	C-C412-2	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6600961	821	野外モニタ盤 2	C-C412-2	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6600963	821	野外モニタ盤 3	C-C412-3	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6600966	821	野外モニタ盤 3	C-C412-3	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013432	821	環境モニタ盤 1	C-YD031	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013433	821	環境モニタ盤 1	C-YD031	機能・性能試験	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013437	821	環境モニタ盤 1	C-YD031	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013438	821	環境モニタ盤 1	C-YD031	特性試験2	52M	2022/10	2027/02	2027/02
6600719	821	陸上無線装置 (MP1)	C-YD032	機能・性能試験	年度に1回	2025/12	2027/03	2027/03
6013439	821	環境モニタ盤 2	C-YD041	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013440	821	環境モニタ盤 2	C-YD041	機能・性能試験	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013444	821	環境モニタ盤 2	C-YD041	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013445	821	環境モニタ盤 2	C-YD041	特性試験2	52M	2022/10	2027/02	2027/02
6600720	821	陸上無線装置 (MP2)	C-YD042	機能・性能試験	年度に1回	2025/12	2027/03	2027/03
6013446	821	環境モニタ盤 3	C-YD051	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013447	821	環境モニタ盤 3	C-YD051	機能・性能試験	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013451	821	環境モニタ盤 3	C-YD051	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013452	821	環境モニタ盤 3	C-YD051	特性試験2	52M	2022/10	2027/02	2027/02
6600721	821	陸上無線装置 (MP3)	C-YD052	機能・性能試験	年度に1回	2025/12	2027/03	2027/03
6013453	821	環境モニタ盤 4	C-YD061	外観点検	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013454	821	環境モニタ盤 4	C-YD061	機能・性能試験	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013458	821	環境モニタ盤 4	C-YD061	特性試験1	16M(ただし、年度に1回実施)	2025/10	2027/02	2027/02
6013459	821	環境モニタ盤 4	C-YD061	特性試験2	52M	2022/10	2027/02	2027/02
6600722	821	陸上無線装置 (MP4)	C-YD062	機能・性能試験	年度に1回	2025/12	2027/03	2027/03

計器校正マニュアル

設備保全課

改正履歴

改正 番号	改正年月日	施行年月日	改 正 内 容
0	令和3年3月30日	令和3年4月1日	・新規制定
1	令和5年2月17日	令和5年4月1日	・保安規定改正に伴う組織名称 の変更 ・関連文書の追加

目 次

第1条	目 的	・ ・ ・ ・ ・	1
第2条	適用範囲	・ ・ ・ ・ ・	1
第3条	用語の定義	・ ・ ・ ・ ・	1
第4条	要求事項	・ ・ ・ ・ ・	1
第5条	関連文書	・ ・ ・ ・ ・	1
第6条	計器校正	・ ・ ・ ・ ・	1
附 則		・ ・ ・ ・ ・	7
別表-1	「要求事項一覧表」		
別表-2	「関連文書一覧表」		

（目的）

第1条 本マニュアルは、「監視・測定機器管理要領（MQAP760）」に基づき、計器の「校正」及び「調整」（以下「計器校正」という。）にあたり、基本的事項及び技術的事項を記載し、保守点検時の計器校正要領について定めるものである。

（適用範囲）

第2条 本マニュアルは、設備保全課が所掌する電気・計装設備に係る計器校正に適用する。

また、外注作業においても本要領に沿った計器校正が行われるように、計器校正に係る作業がある契約の「引合仕様書」等には本マニュアルを添付すること。

（用語の定義）

第3条 本マニュアルにて使用される用語の定義は、もんじゅ「監視・測定機器管理要領（MQAP760）」に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 「許容誤差」とは、JIS Z8103「計測用語」に規定される測定システムの使用によって許されている測定誤差の極限值をいう。

（要求事項）

第4条 本マニュアルの要求事項を別表－1「要求事項一覧表」に示す。

（関連文書）

第5条 本マニュアルの関連文書を別表－2「関連文書一覧表」に示す。

（計器校正）

第6条 もんじゅにおける計器の校正にあたり、基本的事項及び技術的事項を以下に示す。

但し、計器製造者において点検方法等が定められているものについては、それに従い実施するものとする。

(1) 計器の誤差管理

① 計器誤差は、計器仕様書に定められた管理精度に従う。但し、製造者が定める計器固有の許容精度が示されている場合は、それに従う。

② 計器は、許容誤差が極力ゼロとなるように調整する。なお、誤差の裕度は、許容誤差の1/2以内（以下「目標管理値」という。）とする。
但し、デジタル計器のように許容精度が厳しい計器（例：±0.1%FS）についてはこれによらない。

③ 目標管理値を超える場合は、経年変化（過去の点検記録）を確認し、必要に応じて取替え推奨を報告書に記載する。

(2) 校正時の数値の丸め方

校正時の測定値の現し方は、JIS Z9041「データの統計的な解釈方法」及び JIS Z8401「数値の丸め方」により行う。なお、数値の丸め方については、JIS Z8401 に規定される安全性の要求を考慮し、常に切り上げを行うものとする。

(3) 計器校正の方法

① 単体校正

- ・校正前データを必ず採取する。
- ・目標管理値を越えるものについては調整を実施した後、データを採取する。
- ・直線性の確認のため入力を 0% → 100% → 0%（JIS Z9090「測定-校正方式通則」に従い記録を採取する。）まで加え、そのときの出力値が許容誤差内に入っていることを確認する。
- ・誤差は、極力ゼロとなるように調整する。特に通常運転時のプロセス値付近においては、誤差が最小となることに留意する。
- ・スイッチ類については3回の反復操作にて動作値を測定し、その値が許容誤差内であることを確認する。
- ・ヘッド補正、密度補正が必要な計器は、校正值±補正值を入力し校正を行う。また、校正データには補正值を明確に記載し、必要に応じて計算式や図面等を用いて算出根拠を併記する。

（例）ヘッド補正：検出点より下方に設置される場合

校正值 7.17MPa + ヘッド補正值 0.10MPa = 入力値 7.27MPa
となる。

- ・伝送器のダンピング設定やダンブナの絞りがあある場合には、校正前の設定を記録（設定が直読できない場合はスケッチを行う。）し、校正後に設定が同じとなっていることを確認する。また、設定は校正データに明確に記載する。

② ループ校正

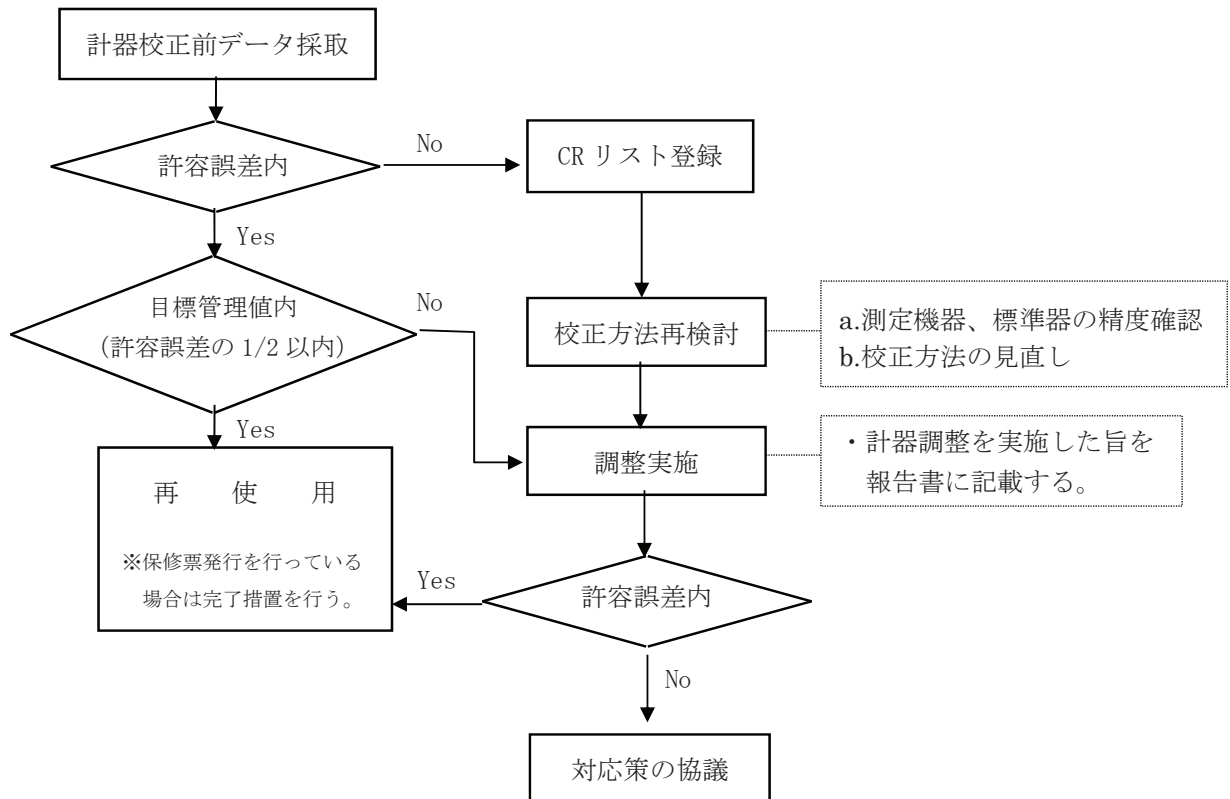
- ・校正前データを必ず採取する。
- ・検出端から校正值を入力し、上流側のすべての計器（計算機、警報を含む。）の出力及び動作値を確認し、許容誤差を逸脱していないことを確認する。
- ・誤差が、許容誤差を逸脱する場合、測定機器、標準器の精度確認を行い、校正方法等の見直しを実施し、原因を究明する。

③ 記録計・指示計校正

- ・記録計はチャートを正規の状態で取付け、目盛板に合わせる。ペン先（目盛板指示とチャート記録値）にズレがないことを確認し、目盛板を基準として校正を実施する。但し、記録として残るのはチャートであるため、必ず目盛板とチャート記録値の両方の指示が合っていることを確認しながら行う。
- ・目盛板とチャートの固定端（0% 又は 100%）が一致しない場合は、その原因を調査すること。なお、受注者においては、その調査結果を原子力機構担当者に報告し、その後の対応を協議すること。
- ・指示計については各計器の仕様を確認し、目盛に対し水平に読取ること。

④ 計器単体校正フロー

- ・計器単体校正は、図-1 に示す計器単体校正フローにより実施する。



- a. 測定器類のレンジ確認、バッテリー切れ、標準器等の健全性を確認する。
b. 測定点の再確認、測定機器の使用方法等を確認する。

図-1 計器単体校正フロー

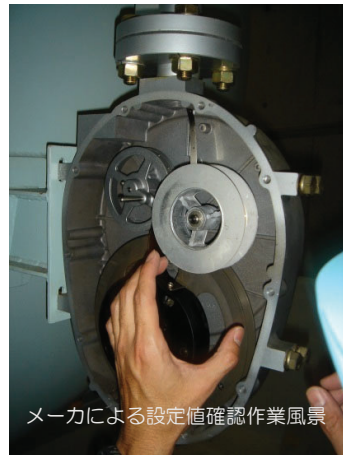
⑤ 空気圧統一信号

- ・原則として、20～100kPa を統一信号とする。
- ・計器レンジ変更を伴う場合は、そのループを構成する他の空気式計器の設定値等に影響が無いことを事前に確認する。

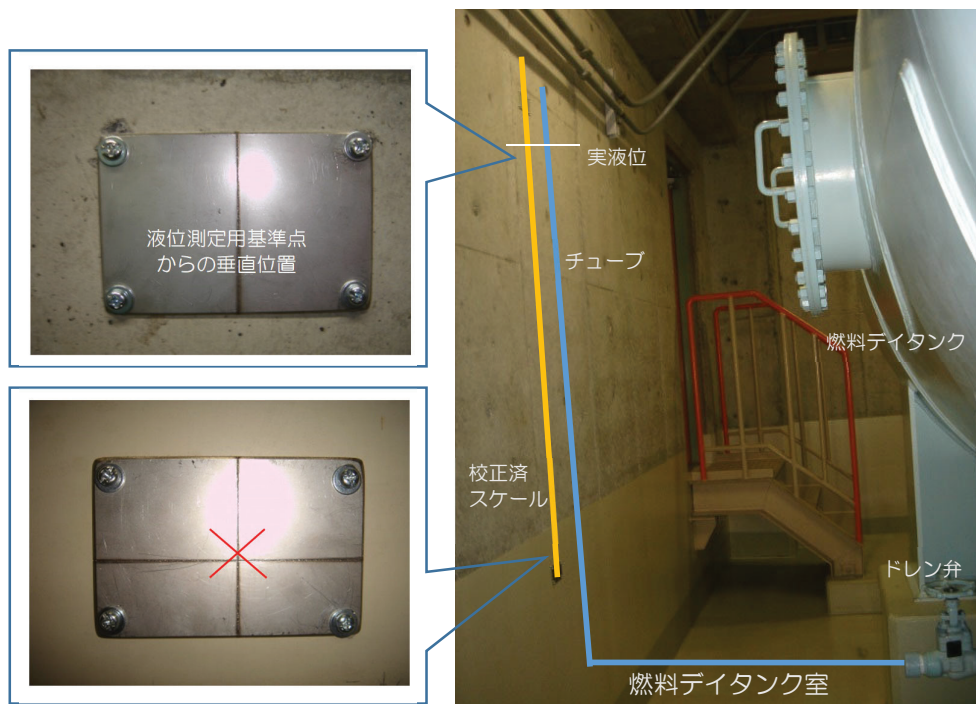
⑥ 「非常用ディーゼル発電機設備 燃料デイトンク油面指示スイッチ」校正

- ・燃料デイトンク油面指示スイッチ(771A, B, C-LIS022) の設定値確認は、計器に関する知識のある者(メーカー等)が行う。

注) 燃料デイトンク油面指示スイッチ(771A, B, C-LIS022) の設定値確認においては、フロートの上下を模擬するために、測定テープを直接手で操作(挿入・引き上げ)してはならない(測定テープ捻じれの要因)。



- ・燃料デイトンク油面指示スイッチ(771A, B, C-LIS022)の液位指示確認においては、燃料デイトンクのドレン弁にチューブを設置し、燃料デイトンク室の入口側壁面に設置したデイトンク底面を零点とする液位測定用基準点と垂直に校正済みスケールを当てて、実液測定を実施したうえで、燃料デイトンク油面指示スイッチ(771A, B, C-LIS022)の指示値の確認・調整を行う。



(4) 計器交換時の注意事項

- ① 計器交換等を行う際は、交換前の計器校正データを採取し、ヘッド補正、密度補正等がなされていないかを確認するとともに、計器取り付け状態を確認し、補正值の妥当性についての再確認を行う。
- ② 計器の不良、破損、故障等により交換前の計器校正データを採取出来ない

計器については、過去の校正データの確認若しくは現在の計器取付け状態を現場にて確認し、ヘッド補正、密度補正の妥当性について確認を行う。

(5) 精度逸脱時の対応

- ① 計器校正前誤差（ドリフト量）が許容誤差を逸脱していることが確認された場合、原子力機構担当者は速やかに「もんじゅ不適合管理要領（MQAP830）」による「CR リスト」に登録を行う。
- ② 外注作業において精度逸脱が確認された場合は、受注者は、原子力機構担当者に速やかに連絡を行うこと。原子力機構担当者は、採取データ（生データ可）確認した上で、調整を指示すること。
- ③ 計器の調整を実施した場合は、「保守点検報告書」の記録等に記載する。また、保修票が発行された場合には保修票番号を記載する。

(6) 計器復旧時の注意事項

- ① 計器復旧時の計器弁（三方弁）操作時には操作順序を考慮し、計器指示を確認しながら慎重に操作を行うこと。特に微差圧計器については、復旧時の急激な圧力変動により計器がドリフトする可能性があるため注意すること。
- ② 計器復旧時は点検前後での指示値の比較を行い、系統運転に問題のないことを確認する。

また、指示値に差が見られた場合、その原因が計器校正によるものか、あるいは系統の変動によるものかの評価を行うこと。なお、外注作業においては受注者が、それらの評価を行い原子力機構担当者に報告すること。

- ③ 圧力発信器、差圧発信器等でベントプラグ（テストプラグ）がある計器のインサービスを行う際は、確実に締まっていることをメーカーにて実施する場合は原子力機構担当者が、直営にて実施する場合には担当者及びTLのダブルチェックにて確認すること。また、同様の計器で指示値に異常が確認された場合、その原因が、ベントプラグの緩み等によるリークに起因するかを確認した上で必要に応じて増締めを実施すること。

(7) 校正データの提出

外注作業においては、計器校正後のデータを速やかに原子力機構担当者に提出して確認を得ること。

(8) 測定機器の管理

- ① 直営作業及び外注作業における計器校正に先立って、合否判定のために使用する測定機器が次の事項に基づき、適切であることを確認すること。

また、受注者においては、原子力機構担当者の確認を得ること。

- a. 校正記録により、測定機器が校正されたものであること。
- b. 校正記録に測定機器の識別情報（名称、製造番号等）、精度が記載されていること。
- c. 校正記録及びトレーサビリティ体系図等により、校正に用いた基準が国際又は国家計量標準にたどり着ける状態になっていること（校正記録に国際又は国家標準器までトレーサビリティが取れていることを証明できる場合は、トレーサビリティ体系図等を必要としない。）。

但し、定期事業者検査以外で判定のために使用する測定機器であり、JIS等の規定により製作された鋼製巻尺、金属製直尺等の調整機能を持たない

測定機器については、品質保証計画書等に管理方法（校正は行わないものの定期的な点検を行う等）の定めがあり、その管理に従って運用されている場合、校正記録及びトレーサビリティ体系図を必要としない。なお、外注作業においては、原子力機構担当者が、受注者の管理又は運用に関する確認を記録提出又は受注者品質監査により確認を行う場合は、その要求に対応すること。

- ② 受注者は、原子力機構担当者に確認を得た校正記録及びトレーサビリティ体系図等について試験・検査の報告書の作成時にまとめて提出すること。なお、定期事業者検査で判定のために使用する測定機器の校正記録及びトレーサビリティ体系図等については、当該試験・検査の開始前までに原子力機構担当者へ提出すること。
- ③ 使用する測定機器の校正日が有効期限内であることを確認し使用すること。（有効期限は校正日より1年間とするが、測定機器の管理要領が明確である場合にはそれに従う。）

(9) 計器の経年評価

計器校正後、計器の誤差評価（ドリフト量評価）を行い、経年劣化傾向を含めた取替え推奨並びに、改善提案を行い「保守点検報告書」等に明記する。

(10) 計装員の実務経験

計装工（計調工）は計器取扱いに充分習熟し、少なくとも2年以上の実務経験を有する者とする。

(11) 注意事項

- ① 第4条に記載の要求事項を満たすこと。
ただし、基本は計器製造者の点検要領に基づき点検を実施する。
- ② 受注者が行うループ校正については、原子力機構担当者と校正範囲について協議することができる。
また、校正範囲は原子力機構担当者との作業実施前の打合せにより明確にし、「保守点検要領書」等に記載し、確実に実施する。
- ③ 本マニュアルにおいて疑義、確認事項がある場合は、原子力機構担当者と作業実施前の打合せにより明確にしてから作業を行うこと。
また、必要に応じて議事録等を提出し、確認を得ること。

附 則

本マニュアルは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本マニュアルは、高速増殖原型炉もんじゅ 原型炉施設保安規定 第37次改正の施行日から施行する。

別表－1 要求事項一覧表

No.	法令・文書名	備 考
	【日本産業規格（JIS）】	
1	計測用語（JIS Z8103）	
2	データの統計的な解釈方法（JISZ9041）	
3	数値の丸め方（JISZ8401）	
4	測定-校正方式通則（JIS Z9090）	
	【QMS 文書】	
1	監視・測定機器管理要領（MQAP760）	

別表－2 関連文書一覧表

No.	文書名	備 考
1	施設管理要領（MQAP715）	関連文書
2	検査及び試験の管理要領（MQAP824）	関連文書
3	監視・測定機器管理要領（MQAP760）	上位文書
4	もんじゅ文書管理要領（MQAP423）	関連文書
5	もんじゅ業務の計画に係る作成要領（MQ423-01）	関連文書
6	保修票運用手順書（MQ830-02）	関連文書
7	もんじゅ不適合管理要領（MQAP830）	関連文書

請負契約にかかわる一般仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅ

令和 8 年 1 月 5 日版

改 正 履 歴

	改正年月日	規程番号 または 施行年月日	改 正 内 容
1	平成13年11月 1日	13規則第116号	・受注者提出教育関係書類、品質管理、重要度分類及びグリーン購入法手続き等の明記
2	平成14年 1月31日	13規則第126号	・受注者品質保証計画書の運用について明記
3	平成14年 4月 1日	14規則第10-1号	・保安教育の講師要件、受注者提出教育関係書類等の明記
4	平成15年 3月24日	14規則第140号	・高速増殖炉もんじゅ建設所原子炉施設保安規定の改正に伴う変更、点検記録に関する品質管理上の改善に係る水平展開等、軽微な字句の追記及び訂正について明記
5	平成15年11月13日	15規則第43号	・保安検査における指摘事項を保安教育様式に反映した。
6	平成16年 6月 1日	16規則第18号	・保安規定改正に伴う、記載内容の見直し
7	平成16年 9月 1日	16規則第114号	・教育記録管理方法の変更に伴い、保安教育記録（様式一4）の提出を不要とした。
8	平成17年 1月26日	16規則第148号	・試験・検査に使用する機器等の校正、調整、保管等について追記した。 ・教育計画書の提出時期についてJNC立会者の関係から、見直しを行った。
9	平成17年10月 1日	17規則第116号	・原子力安全監査の指摘事項を反映した。 ・受注者に対する反復教育の義務付け
10	平成19年6月1日	19も(規則)第60号	・設計管理、設計審査に関する要求を追加
11	平成19年12月14日	19も(規則)第156号	・保安規定の改正に伴う改正
12	平成20年2月21日	19も(規則)第175号	・受注者の管理する不適合について、原子力機構へ提出する様式を追加、及びこれに伴う所要の改正
13	平成20年8月29日	20も(規則)第80号	・高速増殖原型炉もんじゅに係る平成20年度第1回保安検査（特別な保安検査）における指摘に対する改善のための行動計画についてのうち、⑰不適合事象対応に関する改善活動の一層の充実に伴う改正
14	平成22年2月25日	21も(規則)第212号	・所要の見直し

	改正年月日	規程番号 または 施行年月日	改 正 内 容
15	平成 22 年 4 月 16 日	22 も (規則) 第 9 号	・ JEAC4111-2009 の内容の反映
16	平成 22 年 6 月 2 日	22 も (規則) 第 50 号	・ 語句の統一 ・ 提出図書リストの追加
17	平成 22 年 9 月 13 日	22 も (規則) 第 131 号	・ 測定機器のトレーサビリティ等の取り扱いについて明確化 ・ 受注者不適合連絡票の改正
18	平成 23 年 4 月 7 日	23 も (規則) 第 13 号	・ 平成 22 年度第 4 回保安検査のコメントを受けた、別添 4 (請負契約にかかわる一般仕様書) の追記 (作業責任者の力量に関する事項につき)
19	平成 23 年 5 月 23 日	23 も (規則) 第 39 号	・ 別添 4 (請負契約にかかわる一般仕様書) の追記 (公的規格が定められていない材料管理に関する事項に追記)
20	平成 23 年 9 月 27 日	23 も (規則) 第 192 号	・ IVTM RCA の具体的対策の反映に伴う別添 4 (請負契約にかかわる一般仕様書) の追記 (設計管理及び試験・検査管理に関する要求事項の追加) ・ 記載の見直し
21	平成 23 年 9 月 9 日	23 も (規則) 第 143 号	・ 保安規定の改正に伴う組織改正の反映
22	平成 24 年 2 月 28 日	23 も (規則) 第 321 号	・ 非常用ディーゼル発電機 C 号機シリンダライナーのひび割れに関する根本原因分析から得られた教訓の反映に伴う別添 4 (請負契約にかかわる一般仕様書) の追記 (受注者の作業管理に関する要求事項の追加) ・ 記載の見直し
23	平成 24 年 5 月 10 日	24 も (規則) 第 20 号	・ 「炉内中継装置の落下に伴う変形について (法令報告)」における品質マネジメントシステム (QMS) の改善事項の反映に伴う別添 4 (請負契約にかかわる一般仕様書) の追記 (設計管理及び確認作業に関する要求事項の修正並びに追加) ・ 記載の見直し
24	平成 24 年 6 月 19 日	24 も (規則) 第 57 号	・ 2 次系 RID サンプリングブロワ停止による運転上の制限逸脱の対策反映に伴う別添 4 (請負契約にかかわる一般仕様書) の追記 (現地物品管理及び試験・検査管理に関する要求事項の追加)

	改正年月日	規程番号 または 施行年月日	改 正 内 容
25	平成 25 年 11 月 8 日	25 も（規則）第 106 号	・原子炉等規制法改正に伴う安全文化醸成活動に係る規定の追加 ・品質保証計画の規定を追加 ・保守管理不備に係る現場作業の安全・品質向上に係る規定の追加 ・表記の見直し
26	平成 25 年 11 月 30 日	25 も（規則）第 187 号	・現場作業管理の規定及び品質保証計画書の規定の誤記の訂正
27	平成 26 年 9 月 30 日	26 も（規則）第 96 号	・組織改編に伴う記載の変更
28	平成 27 年 2 月 24 日	26 も（規則）第 333 号	・別添 4（請負契約にかかわる一般仕様書）の追記（品質管理調査に変更が生じた場合における事項の追記）
29	平成 27 年 3 月 26 日	27 も（規則）第 4 号	・法人名称変更に伴う表記の見直し ・記載の見直し
30	平成 27 年 6 月 23 日	27 も（規則）第 96 号	・記載の見直し
31	平成 27 年 9 月 11 日	27 も（規則）第 107 号	・非常用ディーゼル発電機 B 号機シリンダヘッドインジケータコックの変形に係る対策の反映とそれに伴う提出図書リストの見直し
32	平成 27 年 9 月 28 日	27 も（規則）第 116 号	・別添 4（請負契約にかかわる一般仕様書）の改正（受注者不適合連絡票の見直し）
33	平成 27 年 11 月 5 日	27 も（規則）第 127 号	・非常用ディーゼル発電機 B 号機シリンダヘッドインジケータコックの変形に係る対策（水平展開）の反映
34	平成 28 年 1 月 20 日	27 も（規則）第 146 号	・8. 教育訓練に関する記載の引用先の訂正
35	平成 28 年 3 月 24 日	28 も（規則）第 2 号	・線源領域中性子検出器事業者検査要領書の添付図面の誤りに係る対策の反映 ・様式-1 の改訂
36	平成 28 年 6 月 29 日	28 も（規則）第 64 号	・発注者から受注者に対してリスクアセスメントの実施を要求できることを記載。 ・保安教育講師経歴書の位置づけの明確化及び教育記録への入所時教育の内容の明記に伴う様式-2、様式-3 の改正 ・所要の見直し

	改正年月日	規程番号 または 施行年月日	改正内容
37	平成 29 年 8 月 30 日	29 も（規則）第 100 号	・17-10 是正処置計画書「機器冷却系冷却ポンプ A 運転時の「機器冷却系冷却ポンプ A トリップ」警報発報による試運転の中断」に基づく改正（2.6「調達製品の維持又は運用に係る技術情報の提供」に受注者が発注者に通知すべき技術情報の例を追加）
38	平成 30 年 3 月 30 日	30 も（規則）第 258 号	・組織改編に伴う見直し
39	平成 31 年 3 月 29 日	31 も（規則）第 27 号	・作業責任者等認定制度の導入に伴う見直し
40	平成 31 年 4 月 26 日	令 01 も（規則）第 1 号	・改元に伴う元号の見直し
40	令和元年 7 月 24 日	令 01 も（規則）第 57 号	・「作業責任者等認定制度の運用規則」の改正（令 01 も（規則）第 38 号）に伴う別添－4 請負契約にかかわる一般仕様書の変更
41	令和元年 9 月 5 日	令 01 も（規則）第 91 号	・原子力安全監査による指摘（不適合 16-68）「化学消防自動車年次点検における引合先の品質管理調査・評価の未実施」に伴う品質保証計画書の作成要件及び安全文化の醸成活動の実施要件の見直し
42	令和元年 10 月 31 日	令 01 も（規則）第 113 号	・是正処置計画書「保修票（H-OS-19-0028）「1 次系 C/T ブロア A トリップ」警報発報に係る不適合管理（管理番号：19-14-1）」に基づき、再発防止策を追加（3.1(5)f 項）
43	令和元年 11 月 22 日	令 01 も（規則）第 123 号	・是正処置計画書「1 次系（C）Na 漏えい検出設備点検に係る点検工程の変更手続不備（管理番号：17-86-6）」に基づく再発防止策の追加（2.6「調達製品の維持又は運用に係る技術提供の例の追加）
44	令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 4 月 1 日	・新検査制度（法令改正）の施行に伴う要求事項の反映 ・教育関係要領の再構築に伴う 8. 教育・訓練の変更 ・様式－3 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第 117 条に基づく保安教育記録の見直し ・添付－3 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第 117 条に基づく保安教育記録（様式－3 記載例）の見直し

	改正年月日	規程番号 または 施行年月日	改 正 内 容
45	令和 2 年 10 月 16 日	令和 2 年 10 月 23 日	・ 是正処置計画書「保修票(H-EM-20-0017)「1次系オイルリフタポンプ A-B カップリング部の摩耗」及び保修票(H-OS-20-0015)「1次系オイルリフタ用ストレーナ A 出口圧力低警報未発報」に対する不適合管理」(管理番号:20-5)に基づく再発防止策の追加 （3. 作業管理 (5) その他に g 項として機械品と電気品の点検受注者が異なる場合、あるいは、電気品の受注者が単独で点検を実施し、再組立て作業も実施する場合の留意事項を追記) ・ JIS Z 7253 の制定に伴う記載の適正化 (MSDS から SDS へ変更)
46	令和 4 年 2 月 1 日	令和 4 年 2 月 3 日	・ 所要の見直し
47	令和 5 年 2 月 3 日	令和 5 年 4 月 1 日	・ 所要の見直し
48	令和 5 年 7 月 12 日	令和 5 年 8 月 1 日	・ 未然防止処置計画書 (23-未-1) に基づく対応として保安教育記録に理解状況の確認項目を追加 ・ 所要の見直し
49	令和 6 年 3 月 21 日	令和 6 年 4 月 1 日	・ 所要の見直し
50	令和 6 年 6 月 26 日	令和 6 年 7 月 1 日	・ 本文 (MQAP740) 改正に合わせた表紙日付の改正
51	令和 6 年 10 月 29 日	令和 6 年 11 月 1 日	・ 記載の適正化
52	令和 7 年 12 月 24 日	令和 8 年 1 月 5 日	・ 「燃料交換装置爪開閉モータの破損」に係る再発防止策として、4.1 設計管理に項目を追記

目 次

1. 一般事項	
1.1 適用範囲	9
1.2 適用又は準拠すべき法令等	9
1.3 提出図書	9
2. 請負一般	
2.1 作業完了及び責任	9
2.2 安全の確保	9
2.3 事故及び災害等の防止	9
2.4 事故発生時の連絡報告義務	10
2.5 入退構及び物品、車両等の搬出入	10
2.6 調達製品等の維持又は運用に係る技術情報の提供	10
3. 作業管理	
3.1 受注者の作業管理	10
3.2 作業の実施及び工程	12
3.3 他の請負との関連	12
4. 品質管理	
4.1 設計管理	13
4.2 外注管理	13
4.3 現地作業管理	14
4.4 現地物品管理	14
4.5 公的規格が定められていない材料管理	15
4.6 試験・検査管理	15
4.7 不適合管理	17
4.8 記録の保管	17
4.9 監査	17
4.10 品質保証計画書	17
4.11 受注者の安全文化を育成し、維持するための活動	18
4.12 その他	18
5. 供給範囲	
5.1 発注者の供給範囲	18

5.2	受注者の供給範囲	19
6.	作業の安全	
6.1	基本方針	19
6.2	安全基本方針	19
6.3	体制	20
6.4	安全衛生推進協議会への加入	20
7.	試験・検査及び検収	
7.1	試験・検査	20
7.2	検収	20
8.	教育・訓練	
8.1	教育計画	20
8.2	教育の実施	21
8.3	反復教育の実施	21
8.4	教育対象外及び免除	21
9.	守秘義務	22
10.	グリーン購入法の推進	22
別表	提出図書リスト（一般事項）	27
様式－1	高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 第117条に基づく保安教育計画書	28
様式－2	入所時保安教育講師経歴書	29
様式－3	高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 第117条に基づく保安教育記録	30
様式－4	受注者不適合連絡票	31
添付－1	高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 第117条に基づく保安教育計画書（様式－1記載例）	32
添付－2	入所時保安教育講師経歴書（様式－2記載例）	33
添付－3	高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 第117条に基づく保安教育記録（様式－3記載例）	34

1. 一般事項

1.1 適用範囲

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ（以下「発注者」という。）における請負作業等にかかわる一般仕様を示したものであり、技術仕様については技術仕様書で定める。

1.2 適用又は準拠すべき法令等

- (1) 受注者は、請負契約に基づいて行うすべての受注業務に関し、適用又は準拠する全ての法令、規格、基準等（以下「適用法令等」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、作業に必要な許認可のうち、発注者が行うものと受注者が行うものを明確にし、必要な時期までに確実に手続を行わなければならない。
なお、受注者が行う許認可については、その写しをその都度発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、作業の実施に当たり、適用法令等、本仕様書及び技術仕様書に定めのない事項並びに適用法令等の改訂が見込まれている場合、発注者と別途協議を行うものとする。
- (4) 受注者は、管理区域内で作業を行う場合は放射線管理仕様書を遵守しなければならない。

1.3 提出図書

受注者は、作業の実施に当たり、本仕様書に定める図書（別表「提出図書リスト（一般事項）」）について、それぞれ提出の要否を発注者と協議して提出すること。また、技術仕様書に定める図書（技術仕様書の別表「提出図書リスト」）は、遺漏なく発注者に提出すること。

2. 請負一般

2.1 作業完了及び責任

受注者は、作業の実施に当たり、契約書の定めるところに従い、本仕様書、技術仕様書及び合議事項等に基づいて責任を持って誠実に作業を実施し、これを完了しなければならない。

2.2 安全の確保

受注者は、作業の実施に当たり安全確保について自らの責任において実施し、適用法令等を遵守することはもちろん、常に安全の確保に細心の注意を払い、労働災害の絶無を期さなければならない。

2.3 事故及び災害等の防止

受注者は、作業の実施に当たり、事故及び災害等を生じないように十分注意するとともに、作業目的、発注者の所有する設備及び第三者に損害を及ぼすことのないよう責任を持って万全の予防措置を講じなければならない。

2.4 事故発生時の連絡報告義務

受注者は、作業の実施に当たり、火災や交通災害等の事故が発生した場合の連絡箇所、連絡方法などをあらかじめ定めておくものとし、事故及び異常が発生した場合には、速やかに発注者に連絡し、その指示に従うものとする。

2.5 入退構及び物品、車両等の搬出入

受注者は、入退構及び物品、車両等の搬出入に当たって、発注者所定の手続を遵守すること。

2.6 調達製品等の維持又は運用に係る技術情報の提供

受注者は、本契約に基づく作業及び過去に高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）に納入した作業に関して、発注者が当該調達製品等の維持又は運用に必要な原子力施設の保安に係る技術情報は、速やかに発注者の当該作業担当課に通知すること。なお、発注者が取得した当該技術情報は、他の発電用原子炉設置者と共有する場合がある。

＜発注者に通知すべき情報の例＞

- ・CLD 等などで使用しているコンプレッションフィッティングの締付け要領の変更
- ・タイマーリレーなどの調達製品等で型式に変更はないものの、性能や機能に変更がある場合の設計変更情報
- ・もんじゅの設計メーカ以外であっても既設備の付属品を供給し据え付けた場合、当該付属品に対する不具合や生産中止等に関する技術情報

3. 作業管理

3.1 受注者の作業管理

(1) 受注者は、作業の実施に当たり、作業を安全かつ確実に実施するため、責任と権限の所在を明確にし、必要な体制を確立するものとする。

(2) 総括責任者

- a. 請負契約による作業等について、自社作業員への指示や規律の維持、業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。
- b. 「作業責任者等認定制度の運用規則」の適用を受ける作業等において、総括責任者の職務は、当該規則第3条第1項第2号によるものとする。

(3) 現場代理人

- a. 受注者は、作業の実施に当たり、現場代理人を選任し、発注者に届け出るものとする。
- b. 現場代理人は、作業現場に常駐し、作業現場の取締り、その他作業に関する全ての事項について責任を持って処理するものとする。

(4) 現場作業責任者

- a. 現場代理人は、現場代理人の業務を補佐させるため、作業単位ごとに労働安全衛生法第60条に基づく職長等安全衛生教育修了者又は同等以上の者から現場作業責任者及び必要に

応じ代務者を指名し、発注者に届け出るとともに作業現場に常駐させるものとする。なお、職長等安全衛生教育修了者にあつては修了証の写しを、同等以上にあつては職歴書を提出すること。

- b. 現場代理人は、「作業責任者等認定制度の運用規則」の適用を受ける作業においては、職長等安全衛生教育修了者又は同等以上の者であつて、「現場作業責任者認定教育（協力会社）」を受講し、所長が認定した者の中から現場作業責任者を指名するものとする。
- c. 現場作業責任者は、作業の安全かつ円滑な進捗を図るため、作業の実施に関する事項について、責任を持って処理するものとする。
- d. 現場作業責任者は、作業現場において現場作業責任者であることが明確に分かる標章を付けるものとする。
- e. 現場作業責任者は、点検する設備についての知識及び経験（類似作業を含む。）を有している者であること。

（５）その他

- a. 作業員は、十分な知識及び技能を有し、熟練した者とする。また、資格を必要とする作業については、有資格者を従事させるものとする。
- b. 受注者は、安全上重要な設備に過大な力が負荷されるおそれのある次の作業を行う場合、工具の取扱い等、技術上重要な事項を含めた具体的な手順を作業要領書に反映し、作業を行うこと。
 - ① 非常用ディーゼル発電機シリンダライナー取り外し作業
 - ② 過熱器水室部の取り外し作業
 - ③ 原子炉補助冷却水ポンプ電動機カップリング取り外し作業
 - ④ その他、受注者より安全上重要な設備に過大な力が負荷されるおそれのある作業に該当すると指示された作業
- c. 受注者は、初めて当該作業に携わる作業員に対し、当該作業員が作業に携わる前までに作業要領書の読み合わせにより作業内容の確認を実施し、作業者が必要とする技術（力量）を付与したことを議事録等に記録し、発注者に提出すること。
- d. 受注者は、当該作業に携わる作業員に対し、作業要領書の読み合わせによる作業内容の確認を実施し、その記録を作業着手前に発注者に提出すること。なお、その記録には、受注者及び受注者の協力会社に対し、工事計画認可の対象機器を取扱う揚重作業においてもんじゅで新たに使用、新規製作又は改造した治具（汎用品を除く）を使用していないかの結果を含むこと。
- e. 受注者は、施工管理運用要領（MQ715-02）の別紙-1「作業要領書標準記載手順」に基づく作業について、作業要領書及び「安全統一ルール」に記載されている作業安全に係る要求事項を当日の TBM、KY で確認し、その確認シート等を当日の作業開始前に発注者に提出すること。また、発注者の要求に応じてリスクアセスメントを実施し、発注者の確認を受けること。

- f. 受注者は、他社が行っていた分解点検作業を初めて受注した場合、再組立て時に誤って逆に取り付けをすることで機器の故障等に繋がる部品を構造図等で明確にするとともに、分解点検後の再組立て時に、当該部品が正しく取り付けられていることを立会や記録により確認する旨を点検要領書に記載し、発注者の確認を受けること。立会検査実施の区分等については、施工管理運用要領(MQ715-02)の別紙-1「作業要領書標準記載手順」に基づくものとする。
- g. 受注者は、機械品（ポンプ、駆動弁等）と電気品（電動機等）の組合せにより構成される設備機器の点検において両者の点検受注者が異なる場合、あるいは、機械品と電気品の点検頻度が異なり、電気品の受注者が単独で点検を実施し、再組立て作業も実施する場合の分解、再組立て作業について次に示す留意事項を点検要領書に反映し、発注者の確認を受けること。
 - ①機械品と電気品の組合せ部を持つ設備機器の点検作業が同時期に行われる場合、カップリング等駆動機構部の分解及び点検後の再組立ては、機械品の受注者が実施すること。
 - ②点検周期/頻度等の関係から電気品側受注者が単独で作業を実施する必要が生じた場合、カップリング等駆動機構部の再組立て作業は、機械部品の組立てに関する知識や技能を有する作業員を配置すること。
 - ③カップリング等駆動機構部の機械部品の再利用については、その確認基準を明確にするか、または、再利用せず部品の新品交換を行うこと。
 - ④カップリング等駆動機構部の機械部品分解・再組立て作業については、その手順、ホールドポイントを点検要領書において明確に記載するとともに分解前、再組立て時の状態を記録（写真）として残すこと。

3.2 作業の実施及び工程

- (1) 発注者は、作業の実施に当たり、特に必要と認めたときは作業実施の条件、方法及び工程を指示することができる。
- (2) 受注者は、作業の実施に先立ち、実施の条件、方法及び工程を明らかにした作業に関する計画図書を発注者に提出し、確認を受けるものとする。この場合、工程については品質へ影響を与えるような無理な工程になっていないことも確認を受けるものとする。
- (3) 前項の作業に関する計画図書の工程には、作業に必要な許認可及びホールドポイントも明らかにしなければならない。
- (4) 受注者は、第2項の作業に関する計画図書を変更する必要があるときは、遅滞なく発注者に届け出、確認を受けるものとする。

3.3 他の請負との関連

受注者が行う作業期間中に、同一作業区域内又は近接地において他の作業が実施される場合、受注者は他の請負の実施者と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るよう協力しなければ

ならない。

4. 品質管理

4.1 設計管理

- (1) 受注者は、設計管理を自社の品質保証計画にのっとり実施するほか、発注者が定める「もんじゅ設計管理要領(MQAP730)」に従い実施する設計審査に適合するよう設計活動を実施すること。
- (2) 受注者は、これらの活動については、「4.9 監査」で実施する受注者の品質監査時に、要求があった場合は活動状況の説明をすること。
- (3) 受注者は、実績のある機器、施工法等を使用する場合でも、それを通常と異なる方法で使用する場合は、それに関する情報を提出すること。なお、提出する場合は、承認申請図書として提出すること(機器製作方案等へ記載し、承認を得ること。)

＜発注者に通知すべき情報の例＞

- ・CLD等で使用しているコンプレッションフィッティングの締付け要領の変更

- (4) 受注者は、設計のプロセスや製作のプロセスでの気付き事項等を着実に施工や施工後の検査及び試験の要領書に反映すること。また、これらの情報を提出すること。
- (5) 受注者は、動的機器の設計を行う場合、次の要求を満足すること。
 - a. 動力を伝達する重要な接合部(ねじ構造等)に対し、機能喪失事象を評価し、その結果を技術資料として当該作業担当課に提出するとともに、容易にその機能(幾何学的な形状の維持など)を喪失しない設計とする。
 - b. 動力を伝達する重要な接合部(ねじ構造等)又は購入品と取合う接合部(ねじ構造等)を構造図等に明記する。

＜幾何学的な形状の維持の例＞

- ・動力を伝達する接合部で、部品の回転等により部品と他部品との寸法が変わる構造(平板形状)の場合、回転等を防止し、形状が維持されていること(例：原子炉機器輸送ケーシンググリッパ構造)。

- (6) 工事計画認可の対象機器を取り扱う揚重作業で、もんじゅで新たに使用、新規作成又は改造した治具(汎用品を除く)を使用する場合は、機構担当者に使用又は製作する旨を連絡し、製作管理を行うこと。なお、製作管理情報は、承認申請図書として提出すること(機器製作方案、機器外形図等を作成し、承認を得ること)。
- (7) 受注者は、仕様変更(形状・寸法・性能・機能等)を行う場合、それに伴う設備への影響に対する評価プロセスと評価結果を、当該作業担当課に提出すること。

4.2 外注管理

受注者は、重要な機器、資材又は作業の一部を外注する場合、外注先一覧表を発注者に提出すること。外注先の選定に当たっては、品質管理体制及び製品の製造実績並びに技術者の配置状

況等の技術的能力を確認すること。また、その外注先について発注者が不適合と認めた場合、拒否できるものとする。

4.3 現地作業管理

- (1) 受注者は、現地作業実施に当たりあらかじめ作業計画書（作業要領、作業工程、品質管理要領、安全管理要領等）を作成し、発注者の確認等を得た後着手すること。なお、作業要領書に図面を添付する場合は、現在の設計と相違がないか確認すること。また、作業計画書の変更を行う場合は変更による影響を評価し、発注者の確認を得た後、文書によりその内容を関連箇所に周知徹底すること。現地作業に係る作業要領書の作成に当たっては、発注者が定める施工管理運用要領(MQ715-02)の別紙-1「作業要領書標準記載手順」を遵守すること。
- (2) 受注者は、作業計画書等の内容について、品質管理及び安全管理の観点から、それらの専門知識のある者により確認を得た上で、あらかじめ実際に作業を行う現場作業責任者等に周知徹底するとともに、より一層の作業の品質確保に努めること。
- (3) 受注者は、作業が計画どおり実施されていることをチェックシート、品質管理担当又は安全管理担当の立会い等により確認するとともに、発注者に報告し必要な確認を受けること。
- (4) 受注者は、作業員が必要な資格及び技能（現場作業責任者にあつては、点検する設備についての知識及び経験（類似作業を含む。））を有していることを確認すること。また、必要に応じ有資格者リストを発注者に提出すること。
- (5) 受注者は、現地作業実施において経験した情報共有不足等を報告するとともに、具体的かつ現実的な改善を作業報告書に記載すること。

4.4 現地物品管理

- (1) 受注者は、現地に持ち込み取り扱う物品について、製造者よりSDS（安全データシート）の通知を受けている場合、その旨発注者に通知すること。また、取扱者が現場において閲覧できるように措置を講じること。
- (2) 受注者は、物品管理について管理体制及び方法を明確にし、物品の仕様照合、数量確認、識別、保管等の管理を行うこと。また、SDSの通知を受けている物品の管理についてはその内容に従うこと。
- (3) 物品の保管は、適切な環境及び養生の下に行い、錆の発生、損傷及び劣化を防止するよう努めること。
- (4) 物品の受入時には受入検査を行い、送付状との照合、外観・目視検査等を実施し、仕様、数量及び保管場所等必要事項の確認並びに記録を行うこと。また、電氣的取り扱いのある物品については、外観・目視検査の確認事項に充電露出部の有無確認を含めること。
- (5) 物品には物品管理票の取付け等により、受入れから据付け終了までの間、随時現品確認ができること。
- (6) 物品の払出し時には、その物品の用途、品名、形式、数量、外観状況等及び使用条件に合致

していることをチェックシート等により確認すること。

- (7) 重要な物品の梱包、輸送及び保管については、あらかじめ要領書を定め発注者に提出し、これに従い実施すること。
- (8) 受入検査結果及び払出し時の検査結果について、主要なものは発注者の確認を受けること。
また、P R T R法にて指定される特定化学物質を含有する物品の受入又は払出しを行う場合は、その都度、仕様及び数量を発注者に通知すること。

4.5 公的規格が定められていない材料管理

- (1) 受注者は、公的規格が定められていない材料について、材料メーカーが発行する材料証明書を受理する際、材料メーカーの品質管理部門等の確認がなされていることを確認すること。
- (2) 公的規格が定められていない材料で直接性能確認ができないものについては、必要に応じ受注者が元データの確認を実施すること。ただし、ディーゼル発電機に用いるシリンダライナーについては、製造時の鉛混入による引張強さが低下したシリンダライナーが納入されないように、「材料の成分分析の調査方法」及び「材料の機械的強度の試験方法」を明確にすること。

4.6 試験・検査管理

- (1) 受注者は、あらかじめ試験・検査項目、立会区分及び記録提出区分等を含めた試験・検査計画を作成し、発注者の確認を受けこれに従い実施すること。
- (2) 受注者は、試験・検査の実施に当たり、あらかじめ要領書等を作成し、発注者の確認を受けこれに従い実施すること。なお、現地で実施する試験・検査の要領書は、発注者が定める施工管理運用要領(MQ715-02)の別紙-1「作業要領書標準記載手順」を遵守すること。
- (3) 試験・検査要領書等の記載事項には、目的、方法、適用法令、規格、基準、記録様式、記録項目、チェック項目、判定基準等が含まれていること。
- (4) 受注者は、検査員が必要な資格及び能力を有していることを確認の後、検査させること。また、必要に応じ有資格者リストを発注者に提出すること。
- (5) 受注者は、受注者が試験・検査で使用するために準備する測定機器の機能及び精度を確保するために、次の管理方法を品質保証計画書の中で明確にし、管理する（リース品の管理を含む。）。
 - a. 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録すること。
 - b. 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整すること。
 - c. 校正の状態を明確にするために識別を行うこと。
 - d. 測定した結果が無効になるような操作ができないようにすること。
 - e. 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護すること。

- f. 測定機器が要求事項に適合しないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録すること。また、その機器及び影響を受けた業務・発電用原子炉施設すべてに対して適切な処置をとるとともに、校正及び検証結果の記録を維持すること。
 - g. コンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認すること。この確認は、最初の使用に先立って実施すること。また、必要に応じて再確認すること。
- (6) 受注者は、当該試験・検査に先立って、合否判定のために使用する測定機器が次の事項に基づき適切であることについて、発注者の確認を得ること。
- a. 校正記録により、測定機器が校正されたものであること。
 - b. 校正記録に測定機器の識別情報(名称、製造番号等)、精度が記載されていること。
 - c. 校正記録及びトレーサビリティ体系図等により、校正に用いた基準が国際又は国家計量標準にたどり着ける状態になっていること(校正記録に国際又は国家標準器までトレーサビリティが取れていることを証明できる場合は、トレーサビリティ体系図等を必要としない。)
- ただし、使用前検査、定期事業者検査又は溶接事業者検査以外で判定のために使用する測定機器であり、JIS等の規定により製作された鋼製巻尺、金属製直尺等、調整機能を持たない測定機器については、受注者の品質保証計画書に管理方法(校正は行わないものの定期的な点検を行う等)の定めがあり、その管理に従って運用されている場合は、校正記録及びトレーサビリティ体系図を必要としない。なお、発注者が受注者の管理又は運用に関する確認を記録提出又は受注者品質監査により確認を行う場合は、その要求に対応すること。
- (7) 受注者は、確認を得た校正記録及びトレーサビリティ体系図等については、試験・検査の報告書の作成時にまとめて提出すること。なお、使用前検査、定期事業者検査又は溶接事業者検査で判定のために使用する測定機器の校正記録及びトレーサビリティ体系図等については、当該試験・検査の開始前に発注者へ提出すること。
- (8) 技術仕様書に、調達先(工場等)での試験・検査が要求されている場合は、品質管理上のホールドポイントとして扱い、当該試験・検査に合格するまでは、次の工程に進めてはならない。
- (9) 「調達要求事項への適合状況を記録した文書」として、試験・検査記録は速やかに発注者に提出、報告し確認を受けること。なお、作業報告書提出前に発注者が必要となる記録については別途指示するので対応すること。
- (10) 報告書の作成に当たっては、原則として現場にて記録した用紙をそのまま原紙として取り込むこと。
- (11) 新規製作の設備又は作業の内容が設備改造に該当する場合は、設備の運用上留意すべき事項を抽出し、発注者と協議・調整した内容を反映した上で、取扱説明書又は作業報告書等(設計段階における検討資料・図書含む。)にその対応方法について記載すること。

- (12) 受注者は、動力を伝達する接合部（ねじ構造等）の組立て時又は据付け時に機能喪失を防止するために緩み防止措置等を施す場合、施工管理運用要領(MQ715-02)の別紙-1「作業要領書標準記載手順」の定めに従い、その措置等に対する確認の実施を要領書に明記すること。
- (13) 受注者は、設備の本来の機能を喪失する又は重大な故障につながる部品を交換する場合、施工管理運用要領(MQ715-02)の別紙-1「作業要領書標準記載手順」の定めに従い、交換前後の部品を比較し、それらの差異に気付くよう交換前後の取付け状態の確認の実施を要領書に明記すること。
- (14) 受注者は、電気的な取り合いのある計装品を受け入れ、また据え付ける際には、他の必要な検査・確認事項に加え、充電露出部がないことを目視にて確認すること。
- (15) 受注者の工場等において定期事業者検査又はその他の活動（立会いや記録確認等）の際に原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りがある場合、受注者は、その対応について協力するものとする。

4.7 不適合管理

- (1) 不適合な材料、物品及び機器等の使用又は据付を未然に防止するための管理方法を確立しておくこと。
- (2) 不適合処理に対する審査の責任と処置決定の権限を明確にしておくこと。
- (3) 受注者は、設計、製作、現地作業、試験・検査等の各段階において、不適合が発見された場合（偽造品又は模造品等を含む。）は、様式—4「受注者不適合連絡票」により速やかに発注者へその状況を報告するとともに、不適合箇所又は不適合物品を適切な方法で識別すること。
- (4) 受注者は、不適合に対し原因を究明し適切な是正処置の立案を行い、様式—4「受注者不適合連絡票」にて発注者の承認を得ること。
- (5) 受注者は、計画した是正処置を実施した後、速やかにその結果を様式—4「受注者不適合連絡票」にて発注者へ報告すること。

4.8 記録の保管

受注者は、重要な品質管理について必要に応じ追跡調査ができるよう整備及び保管すること。

4.9 監査

- (1) 発注者は、受注者の品質保証活動状況を確認するため、必要に応じて受注者の品質監査を行うことができる。
- (2) 受注者が重要な機器、資材及び作業の一部を外注する場合は、受注者が調達先の品質保証活動状況を確認するとともに、受注者が調達先に対して適切な確認を行うように内部規定等で定めていること。
- (3) 発注者が受注者の調達先に対する品質保証活動状況の確認が不十分と認めた場合は、直接調達先の品質調査をすることがあるので、受注者はこれに協力すること。

- (4) 受注者は、必要に応じ、適切な内部監査を行うよう内部規定等で定めていること。

4.10 品質保証計画書

- (1) 以下の a, b のいずれかに該当する受注者は、契約締結後速やかに、JEAG4121-2015 の附属書-1「品質マネジメントシステムに関する標準品質保証仕様書」に基づき、品質保証体制を明確にした品質保証計画書を作成し、発注者に提出すること。なお、作成に当たっては、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」を参照すること。また、a, b に該当しないが c に該当する受注者は、契約締結後速やかに、品質保証計画書 (ISO9001 相当) を作成し、発注者に提出すること。ただし、品質保証計画書を年度初めに提出し、これを適用する場合は、作業契約ごとの提出を要しない。

なお、当該作業の品質保証活動が、年度初めに提出した品質保証計画書と差異がある場合は、当該部分についてその内容を示す書類を提出すること。

- a. 工認対象機器を扱う作業
- b. 溶接事業者検査対象作業
- c. 廃止措置管理、運用管理、燃料管理、廃棄物管理、放射線管理、施設管理及び非常時の措置に関連する作業（カタログ等市販品の購入を除く。）

4.11 受注者の安全文化を育成し、維持するための活動

- (1) 廃止措置管理、運用管理、燃料管理、廃棄物管理、放射線管理、施設管理及び非常時の措置に関連する作業を行う受注者は、設計、製作、現地作業、試験・検査等の実施を踏まえて、安全文化を育成し、維持するために必要な活動を実施すること。
- (2) 受注者は、これらの活動について要求があった場合は、活動状況の説明を行うこと。
- なお、品質を確保するために日常的に実施される、報告・連絡・相談、あるいは 5 S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）のための教育活動、TBMでの注意喚起とコミュニケーション、現場における立会いに際しての期待事項伝達なども安全文化育成・維持活動とする。

4.12 その他

- (1) 作業に使用される設備及び治工具は、所要の機能及び精度を有するものを使用すること。
- また、それらの機能及び精度を維持するための適切な点検及び取扱方法を定めておくこと。
- (2) 受注者は、作業開始前に受注した作業にかかわる発注者の定めている品質マネジメントシステム関係文書を確認し、その内容を理解及び周知すること。
- (3) 受注者は、契約期間中において、契約締結前に発注者に提出した品質管理調査票等の品質管理調査に関する事項に変更が生じた場合は、発注者の契約担当箇所に申し出ること。

5. 供給範囲

5.1 発注者の供給範囲

- (1) 発注者は、作業の実施に当たり、技術仕様書に定めるものを供給するものとする。その他のものについては、発注者が必要と認めた場合に限り供給及び貸与する。
- (2) 受注者は、支給品及び貸与品の使用について事前に届け出て、発注者の確認を得るとともに、発注者の定める使用要領、規則等を遵守すること。
- (3) 受注者は、貸与品が使用済みになった場合、発注者の指定する期日までに、受注者の負担において、清掃、点検及び手入れを実施の上、所定の箇所に返却すること。
なお、貸与した資材置場及び作業用地については、原状に復して返却すること。

5.2 受注者の供給範囲

- (1) 受注者は、発注者が特に指定するものを除き、請負契約に係る全ての資材及び役務の維持又は運用に関する必要な技術情報（当該資材及び役務の供給後における必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を含む。）を供給するものとする。
- (2) 受注者は、調達先がある場合、調達先との間の責任を明確にしておくこと。
- (3) 受注者は、調達要求事項の適用を受注者の調達先まで及ぼすための事項を明確にしておくこと。
- (4) 受注者は、「技術仕様書」に特に指定のない事項であっても、次に示すような請負目的を達成するために必要な役務は含まれるものとする。

a. 請負

- ① 作業に伴う工程管理、作業管理、安全管理、品質管理等の役務
- ② 作業用資材の保管及び搬出入
- ③ 仮設備の設置（機器及び区域の養生、安全対策等）
- ④ 試験・検査用機器、資材の供給及び手順、方法等の確立と実施
- ⑤ 関連作業間の連絡調整
- ⑥ その他後片付け、清掃等の復旧作業

b. 試験等

- ① 発注者の行う試験・検査等に伴う検討及び資料作成
- ② 発注者の行う試験・検査

6. 作業の安全

6.1 基本方針

受注者は、作業の実施に当たっての安全確保は自らの責任において実施し、災害防止について万全の対策を立て、円滑に作業を進めるものとする。

6.2 安全基本方針

受注者は、作業の実施に当たって、あらかじめ次に例示するような事項を記載した安全確保

のための計画図書等を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

- (1) 安全管理の基本体制
- (2) 作業員の安全教育及び訓練
- (3) 安全施設及び装備
- (4) 工法及び工程に対する安全上の配慮
- (5) 事故発生時の連絡通報体制（緊急時連絡体制）

6.3 体制

- (1) 受注者は、作業の実施に当たり労働安全衛生法第60条に基づく職長等安全衛生教育修了者又は同等以上の者から安全衛生に関する責任者（以下「安全衛生責任者」という。）を選任し、発注者に届け出ること。なお、職長等安全衛生教育修了者はその写しを、同等以上の者は職歴書を提出すること。
- (2) 安全衛生責任者は、作業現場に常駐し、請負全般について災害防止に必要な措置を講じ、災害の防止に努めるものとする。
- (3) 安全衛生責任者は、作業現場において安全衛生責任者であることが明確に分かる標章を付けるものとする。

6.4 安全衛生推進協議会への加入

- (1) 受注者は、作業中の労働安全衛生等の円滑な推進に資することを目的とした「高速増殖原型炉もんじゅ安全衛生推進協議会」に加入するものとする。

7. 試験・検査及び検収

7.1 試験・検査

受注者は、本仕様書及び技術仕様書に定めるところにより、請負の試験・検査を実施しなければならない。

7.2 検収

技術仕様書に定める検収条件を満足すること。

8. 教育・訓練

受注者は、入所時に作業員に対して作業安全上必要な入所時教育（以下「教育」という。）を徹底するとともに、高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定に定める教育について、次のとおり実施すること。

8.1 教育計画

- (1) 受注者は、構内にて作業を行う場合は、原則として契約件名ごとに担当課室まで様式—1「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育計画書」を教育開始前までに提出すること。様式—1「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条

に基づく保安教育計画書」には教育予定日、教育時間（30分以上）、教育場所、講師名及び受講者氏名を記載すること。

なお、提出した計画書に変更があった場合は、教育前までに修正版を再提出すること。

- (2) 様式—2「入所時保安教育講師経歴書」に記載する講師については8.2(2)の要件を満たす者とする。
- (3) 作業担当課は提出された計画書に基づき教育の現場に立会いをすることがあるので、立会い時は協力すること。
- (4) 教育資料は、「協力会社用入所時教育テキスト」とする。
- (5) 8.4(2)に示す教育免除者は、教育計画書の提出は不要とする。

8.2 教育の実施

- (1) 受注者は、教育計画書に従って教育を実施し、様式—3「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育記録」を作業開始前に契約件名ごとに担当課まで提出すること。

なお、8.4(2)により教育を免除した者も含むこととする。

また、講師は、その担当した教育を受講したものとみなすことができる。受講したものとみなす場合は、様式—3「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育記録」の作業員氏名欄に記載すること。また、教育資料欄には、教育を行った際の教育資料名称とその改正番号を記載すること。

様式1～3の記入例を参考として添付する（添付1～3参照）。

- (2) 教育を実施する講師はもんじゅでの作業経験があり、次のいずれかの要件を満たす者とし、様式—2「入所時保安教育講師経歴書」を様式—1「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育計画書」に添付すること。

ただし、当該年度に様式—2「入所時保安教育講師経歴書」を他案件により提出している場合はこの限りではない。

①職長等安全衛生教育修了者（労働安全衛生法に基づく教育）

②原子力施設で業務に従事し通算1年以上の経験があるもの。

8.3 反復教育の実施

- (1) 受注者は、教育実施日より3年を超えない期間ごとに反復教育を実施するものとする。

なお、教育資料のうち、保安規定に関係する記載内容に変更が生じた場合には、都度速やかに実施するものとする。

- (2) 反復教育の記録については、8.1及び8.2に準じて提出することとするが、契約件名ごとでなく実施時期毎で差し支えない。

8.4 教育対象外及び免除

- (1) 次に示す者は教育対象外とする。

- ・ 連続して8日以内の臨時入構者で、かつ、作業を実施しない者
 - ・ IAEA、WANO、警察等の所属者でもんじゅにて業務を行う者
- なお、「作業を実施しない者」とは見学者、査察、監査、法定検査員、取材者、納品者、作業見積等の現場視察者等とする。

(2) 次に該当する者は教育免除とする。

- ・ 教育受講済の者であって、もんじゅ退所後3年以内で、かつ、退所している間に教育資料の記載内容に変更がない場合
 - ・ 当該年度以前に既に教育を受講し継続してもんじゅ構内で作業を行う者
- なお、教育は業者間で有効とする。すなわち、作業員がA協力会社で教育を受講した場合、同作業員がB協力会社に移っても、A協力会社での教育を有効として取り扱う。

9. 守秘義務

受注者及び作業員は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約においてグリーン購入法に適用する環境物品が発生する場合は、それを採用する。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）においては、グリーン購入法に該当するため、その基準を満たしたものであること。

附 則

この仕様書は、平成13年11月 1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成14年 1月31日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成15年 3月24日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成15年11月13日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成16年 6月 8日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成16年 9月 1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成17年 2月14日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成17年10月 1日から施行する。

なお、8.3において教育実施日より3年を超えている受注者については、平成18年3月までに反復教育を実施するものとする。

附 則

この仕様書は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成19年12月14日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成20年2月21日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成22年4月19日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成22年6月7日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成23年4月11日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成23年5月24日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成23年9月28日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

第1条 この仕様書は、平成24年5月14日から施行する。

第2条 4.6(12)及び(13)に規定する確認作業の実施については、本改正の施行日以降に契約締結した案件より適用するものとする。

附 則

この仕様書は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成25年11月30日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成25年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第26次改正の施行日
(原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日 平成26年10月1日)から施行する。

附 則

この仕様書は、平成27年2月24日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成27年9月11日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成27年11月11日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成28年7月11日から施行する。

本改正の適用は、契約請求起案日が本仕様書の施行日からの調達に適用する。

附 則

この仕様書は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第28次改正の施行日から施行する。

附 則

第1条 この仕様書は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 3.1(3) b項に規定する作業責任者等認定制度の実施については、本改正の施行日以降に契約締結した案件より適用するものとする。

附 則

この仕様書は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

第1条 この仕様書は、令和元年9月1日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降の起案した調達案件より適用するものとする。

附 則

第1条 この仕様書は、令和元年9月17日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降の起案した調達案件より適用するものとする。

附 則

第1条 この仕様書は、令和元年11月15日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降の起案した調達案件より適用するものとする。

附 則

第1条 この仕様書は、令和元年12月20日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降の起案した調達案件より適用するものとする。

附 則

第1条 この仕様書は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降に起案した調達案件より適用するものとする。

ただし、8.教育・訓練及びこれに関する様式については、令和2年4月1日から作業者の入所時教育に適用するものとする。

附 則

第1条 この仕様書は、令和2年10月23日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降に起案した調達案件より適用するものとする。

附 則

第1条 この仕様書は、令和4年2月3日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降に起案した調達案件より適用するものとする。

附 則

第1条 この仕様書は、令和5年4月1日から施行する。

第2条 本改正の適用は、本改正の施行日以降に起案した調達案件より適用するものとする。

附 則

この仕様書は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第38次改正の施行日より施行する。

附 則

この仕様書は、令和8年1月5日から施行する

別表 提出図書リスト（一般事項）

図 書 名	提出時期	提出先	提出部数	備 考
1.提出図書一覧表	着 手 前	作業担当課	3	
2.着手届	着 手 前	作業担当課	2	
3.現場代理人届	着 手 前	作業担当課	2	
4.現場作業責任者届	着 手 前	作業担当課	2	
5.安全衛生責任者届	着 手 前	作業担当課	2	
6.作業要領書※ ²	着 手 前	作業担当課	3	
7.品質保証計画書※ ¹ ※ ²	着 手 前	作業担当課	4	必要に応じ、提出することとする。なお、作業要領書に含めても可とする。
8.試験・検査要領書※ ²	試験・検査実施前	作業担当課	3	
9.安全管理要領書（安全管理計画書）※ ²	着 手 前	作業担当課	3	
10.作業体制表	着 手 前	作業担当課	2	作業要領書に含めても可とする。
11.緊急時連絡体制表	着 手 前	作業担当課	2	
12.教育計画書	教育開始前	作業担当課	1	必要に応じ、提出
13.教育記録	着 手 前	作業担当課	1	
14.有資格者リスト	着 手 前	作業担当課	別途指示	必要に応じ、提出
15.工程表	着 手 前	作業担当課	別途指示	様式指定
16.外注(購入)先一覧表	着 手 前	作業担当課	別途指示	外国製品の場合は国名
17.受注者が行う許認可書類の写し	その都度	作業担当課	2	
18.作業日報	当日分を翌日	作業担当課	1	
19.作業月報	当月分を翌月	作業担当課	1	
20.作業要領書の読み合わせ記録	着手前	作業担当課	1	
21.TBM、KYの確認シート	当日作業開始前	作業担当課	1	写真等、TBM、KYの実施状況の分かるものでも可とする
22.完了届	完了後速やかに	作業担当課	1	様式指定
23.作業報告書※ ²	作業完了後	作業担当課	2	提出前に内容説明実施
24.検収届	検 収 時	作業担当課	1	様式指定
25.その他原子力機構が必要と認めた書類	その都度	作業担当課	別途指示	

※¹ 品質保証計画書を年度初めに提出し、これを適用する場合は、作業契約ごとの提出を要しない。

なお、当該作業の品質保証活動が、年度初めに提出した品質保証計画書とに差異がある場合は、当部分についてその内容を示す資料を提出するものとする。

※² 「設備図書等運用要領(MQ424-01)」に基づき提出するものとする。

JAEA作業担当課 (課)	
課長	

様式— 1

令和 年 月 日

協力会社名

役 職 氏 名 ㊦

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定
第 117 条に基づく保安教育計画書（令和 年度）
区分（常駐者 or 契約）
契約件名：

教育予定日	教育時間	教育場所	講師名	受講者名

注) 表 1 「もんじゅ入所時に安全上必要な教育」に基づき教育を行うこと。

注) 提出した計画書に変更があった場合は、教育前までに修正版を再提出すること。

注) ①常駐者とは所長、事務員、QA スタッフ等で、当該協力会社所掌全作業にかかわり、高速増殖原型炉もんじゅ構内で勤務する者をいう。

表 1：もんじゅ入所時に安全上必要な教育

対象者		教育項目	内容
放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	(研究開発段階炉規則第 87 条の内容)	
◎	○	原子炉施設の構造・性能に関すること	作業上の留意事項
◎	◎	非常の場合に採るべき処置に関すること	非常の場合に採るべき処置の概要
◎	◎	関係法令及び保安規定の遵守に関すること。	関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
◎	○	原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置の概要

◎：全員が教育の対象者

○：業務に関連する者が教育の対象

JAEA作業担当課 (課)	
課長	

様式—2

令和 年 月 日

協力会社名

役 職 氏 名 ㊞

入所時保安教育講師経歴書

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育を行う講師について以下のとおり資格要件を満たすことを証明します。

記

1. 講師氏名：

2. 申請区分：□年度申請 (年度)

□当該作業のみ（作業件名：)

3. 講師要件：(1)高速増殖原型炉もんじゅにおける作業経験

作業内容：

従事期間： 年 月 ～ 年 月 (ヶ月)

(2)資格要件

□職長等安全衛生教育修了者（労働安全衛生法に基づく教育）

（証明として修了証の写しを添付する）

□原子力施設で当該業務に従事し通算1年以上（3.(1)との合計）である者

従 事 先：

従事期間： 年 月 ～ 年 月 (ヶ月)

年 月 ～ 年 月 (ヶ月)

年 月 ～ 年 月 (ヶ月)

以 上

本資料は様式—1「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育計画書」の添付としてJAEA作業担当課に提出願います。

ただし、当該年度に他案件により提出している場合はこの限りではありません。

JAEA作業担当課 (課)	
課長	

様式— 3

令和 年 月 日

協力会社名

役 職 氏 名 印

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 第 117 条に基づく保安教育記録（令和〇〇年度）

区分（常駐者 or 契約件名： ）
 教育資料：協力会社用入所時教育テキスト 第〇次改正版
 JAEA 立会者：

作業員氏名	教育実施日	教育時間	教育場所	講師名	過去の記録	理解状況の 確認
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した

入所時に実施する教育-(1)原子炉施設の構造・性能に関すること（作業上の留意事項）

(2)非常の場合に採るべき処置に関すること

(3)関係法令及び保安規定の遵守に関すること

(4)原子炉施設の廃止措置に関すること

注) ①常駐者とは所長、事務員、QAスタッフ等で、当該協力会社所掌全作業にかかわり、高速増殖原型炉もんじゅ構内で勤務する者をいう。

注) ②受注者又は講師は、新規作業員に対して口頭等により、理解状況の確認を行う。過去に教育を受講している作業員に対する理解状況の確認は、受講記録が提出されていることをもって行う。

様式-4

保存期限:5 年

受注者不適合連絡票

JAEA 管理番号:
JAEA 不適合管理番号:
受注者管理番号:

件名:				発生日: 令和 年 月 日			
発生場所:		系統番号:		機器名:			
1. 不適合報告				作成日: 令和 年 月 日		添付資料: 有 無	
《事象発生時の状況》							
《不適合の内容》							
《不適合の処置方法》							
所管部長 (承認)	品質保証 課長 (確認)	担当課(課)		受注者(社名・部署)			
		課長	担当	承認	審査	担当	
/	/	/	/	/	/	/	
《不適合の処置の結果》							
所管部長 (承認)	品質保証 課長 (確認)	担当課(課)		受注者(社名・部)			
		課長	担当	承認	審査	担当	
/	/	/	/	/	/	/	
2. 是正処置計画				作成日: 令和 年 月 日 添付資料: 有 無			
《不適合の原因》							
《是正処置の内容と実施時期》							
処置完了予定日: 令和 年 月 日							
所管部長 (承認)	品質保証 課長 (確認)	担当課		受注者			
		課長	担当	承認	審査	担当	
/	/	/	/	/	/	/	
3. 是正処置報告				作成日: 令和 年 月 日		添付資料: 有 無	
《是正処置の結果》							
所管部長 (承認)	品質保証 課長 (確認)	担当課(原紙保管)		受注者			
		室課長	担当	承認	審査	担当	
/	/	/	/	/	/	/	

様式—1

様式—1 記載例

作業担当課の名称を
“カッコ書き”とする

役職・氏名を記載した
場合は私印で可とする

常駐者、契約件名のどちら
かを見え消しとする

令和〇〇年□□月△△日
協力会社名 原子力開発㈱
所長 原子力 一郎 ㊞

JAEA作業担当課 (〇〇〇〇〇〇課)	
課長	

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定
第117条に基づく保安教育計画書（令和〇〇年度）
区分（~~常駐者~~or契約）
契約件名：〇×△に関する点検作業

教育予定日	教育時間	教育場所	講師名	受講者名
令和〇〇年××月△△日	9:00～10:00	当社 会議室	原子力 一郎	高速 太郎
同 上	同 上	同 上	同 上	高速 二郎
同 上	同 上	同 上	同 上	高速 花子

注) 表1「もんじゅ入所時に安全上必要な教育」に基づき教育を行うこと。

注) 提出した計画書に変更があった場合は、教育前までに修正版を再提出すること。

注) ①常駐者とは所長、事務員、QAスタッフ等で、当該協力会社所掌全作業にかかわり、高速増殖原型炉もんじゅ構内で勤務する者をいう。

表1：もんじゅ入所時に安全上必要な教育

対象者		教育項目	内容
放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	(研究開発段階炉規則第87条の内容)	
◎	○	原子炉施設の構造・性能に関すること	作業上の留意事項
◎	◎	非常の場合に採るべき処置に関すること	非常時の場合に採るべき処置の概要
◎	◎	関係法令及び保安規定の遵守に関すること。	関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
◎	○	原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置の概要

◎：全員が教育の対象者

○：業務に関連する者が教育の対象

JAEA作業担当課 (○○○○○○課)	
課長	

作業担当課の名称を
“カッコ書き”とする

様式—2

役職・氏名を記載した
場合は私印で可とする

様式—2 記載例

令和○○年□□月△△日

協会社社名 原子力開発㈱

所長 原子力 一朗 ㊤

入所時保安教育講師経歴書

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育を行う講師について以下のとおり資格要件を満たすことを証明します。

記

1. 講師氏名： 原子力 一朗

いずれかを記載する

2. 申請区分：■年度申請 (○○年度)
■当該作業のみ (作業件名：○×△に関する点検作業)

3. 講師要件：(1)高速増殖原型炉もんじゅにおける作業経験
作業内容：○×△に関する点検作業
従事期間：○○年△△月 ～ ○○年××月 (○ヶ月)

必ず記入する

(2)資格要件

■職長等安全衛生教育修了者 (労働安全衛生法に基づく教育)
(証明として修了証の写しを添付する)

該当する講師要件のいずれかを記載する

■原子力施設で当該業務に従事し通算1年以上 (3.(1)との合計) である者
従事先： ○○電力 △△発電所
従事期間：△△年××月 ～ △△年○○月 (○ヶ月)
××年○○月 ～ ××年△△月 (○ヶ月)
年 月 ～ 年 月 (ヶ月)

以上

本資料は様式—1「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定第117条に基づく保安教育計画書」の添付として JAEA 作業担当課に提出願います。

ただし、当該年度に他案件により提出している場合はこの限りではありません。

作業担当課の名称を
“カッコ書き”とする

様式—3 記載例

所長 原子力 一朗 ⑩

区分（~~常駐者~~ or 契約件名：○×△に関する点検作業）
教育資料：協力会社用入所時教育テキスト 第○次改正版
JAEA 立会者：◎◎課 ○山 △夫

作業員氏名	教育実施日	教育時間	教育場所	講師名	過去の記録	理解状況の確認
高速 太郎	令和〇年××月△△日	10：00～10：40	当社 会議室	原子力 一郎	———	☒ 確認した
高速 二郎	同 上	同 上	同 上	同 上	———	☒ 確認した
高速 花子	同 上	同 上	同 上	同 上	———	☒ 確認した
敦賀 一郎	———	———	———	———	〇〇年××月△△日 受講済	☒ 確認した
敦賀 二郎	———	———	———	———	同 上	☒ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した
						☐ 確認した

・保安教育記録を提出する際には、以下のように使用した教育資料名称とその改正番号を記載する。

教育資料：協会社用入所時教育テキスト 第〇次改正版

【新規作業員】受注者又は講師は、作業員に対して教育内容を理解していることを口頭等により確認し、理解している場合は「☐確認した」にチェックを行う。

【過去の作業員】受注者は、作業員の受講記録が提出されていることを確認し、「☐確認した」にチェックを行う。

なお、理解不足の場合は、理解を得られるまで再教育を実施した後、当該記録を提出する。

注) ②受注者又は講師は、新規作業員に対して口頭等により、理解状況の確認を行う。過去に教育を受講している作業員に対する理解状況の確認は、受講記録が提出されていることをもって行う。